

## 平成26年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成26年3月7日(金曜日)

午前9時30分開議

- 第12 教育行政執行方針
- 第13 議案第7号 平成26年度訓子府町一般会計予算について
- 第14 議案第8号 平成26年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第15 議案第9号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第16 議案第10号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第17 議案第11号 平成26年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第18 議案第12号 平成26年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第19 議案第13号 社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第16号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第21 議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第22 議案第18号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池	一春	君
副町長	佐藤	明美	君
総務課長	森谷	清和	君
企画財政課長	伊田	彰	君
町民課長	佐藤	純一	君
福祉保健課長	八鍬	光邦	君
福祉保健課業務監	渡辺	克人	君
農林商工課長	村口	鉄哉	君
建設課長	佐藤	正好	君
上下水道課長	遠藤	琢磨	君
会計管理者	平塚	晴康	君
教育長	林	秀貴	君
管理課長	山内	啓伸	君
社会教育課長	上野	敏夫	君
社会教育課業務監	元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中山	信也	君
図書館長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局長	竹村	治実	君
教育委員長職務代理者	但野	由美子	君
監査委員	山田	稔	君
農業委員会長	谷本	茂樹	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局係長	本庄	朋美	君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、仁木選挙管理委員長から本日欠席する旨の報告がありました。仁木選挙管理委員長については、本日から今定例会閉会までの欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎町政執行方針、教育行政執行方針、新年度予算関連議案、  
各議案の提案理由の説明

○議長（橋本憲治君） それでは、日程第12、執行方針を継続いたします。

林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） 皆様おはようございます。

それでは、平成26年第1回定例町議会の開会にあたりまして、訓子府町教育行政の執行にかかわる主要な方針について申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今日の社会は、少子高齢化、高度情報化、グローバル化が急速に進み、環境問題、地域・経済格差の広がり、安心・安全の確保など社会環境のめまぐるしい変化により、あらゆる価値観が多様化し、それとともに家庭のあり方や地域とのかかわり方などの人間関係のあり様も大きく変容しました。しかし、一方では未曾有の被害をもたらした東日本大震災から人とのつながり「絆」の大切さが改めて認識されました。

このような時代にこそ教育は、社会の変化や新しい時代に対応できる人材を育成する基盤であり、変わることがない未来への投資であります。

このような認識のもと、人々がともに支えあい、生きがいと誇りを持って暮らし、将来を担う子どもたちが夢と希望をもって育つように家庭・地域とも連携を図りながら、より良い教育環境づくりに努めてまいります。

教育行政執行方針の基本的な考え方について申し上げます。

訓子府町は子育て支援センター、保育園、幼稚園、小中学校がすべて町立ということから、「学びの連続性」「支援の継続性」が構築されており、これらの特徴と強みを生かしながら、学校教育の振興を図ってまいります。

また、すべての町民が生涯にわたり、学習の成果を社会に生かすことを目指して、それぞれのライフステージに応じた学びの場を提供するなど社会教育の充実に力を注いでまいります。

多様な教育関連施設の環境の充実とともに、学校教育・社会教育が連動してその役割を果たし、「こころ豊かで生きがいあふれるまちづくり」を目指し、教育行政の推進に努めてまいります。

主要施策の推進について、申し上げます。

第1は、学校教育の充実についてであります。

学校教育においては、新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、それぞれの学校が創意工夫をし、特色ある教育活動を展開するとともに、「教育懇談会」の開催などを通じて学校、家庭、地域等が密接に連携し、学校現場だけではなく地域の力も活用して子どもたちの教育力、人間力の構築に努力してまいります。

確かな学力の向上については、変化の激しい社会をたくましく生きていくためには、基礎・基本的な知識や技能と、それらを活用できる力、いわゆる「確かな学力」を育むことが重要であります。

これまでの全国学力・学習状況調査において、依然として「基礎・基本の定着」「活用する力の育成」などの教育課題が明らかとなっており、「学校改善プラン」の着実な実施など各学校における学力向上への取り組みを一層進めるとともに、引き続き教員の加配措置と町単独の臨時講師を配置し、きめ細かな学習指導の充実などに努めます。さらに、家庭や地域と連携した、基礎的生活習慣や学習習慣の確立に向けた取り組みを行い、確かな学力の向上を目指します。あわせて、スクールサポーター制度を活用し「地域の力」を生かして子どもの心身の成長に努めます。

また、語学指導助手の配置による外国語の基礎的・実践的なコミュニケーション能力の向上や、社会体験やボランティア活動など体験活動の充実、幼・小・中学校の連携強化を進めてまいります。

豊かな人間性の構築については、児童生徒が、自他の生命や人権を尊重する心、思いやりの心、規範意識や公德心、自然を愛する心などを持ち合わせる「豊かな人間性の構築」が大切となっております。

社会問題となっている「いじめや不登校」問題については、「どの学校にも起こり得るものである」という危機意識の下に、「決して許されない」という姿勢で関係者一人ひとりが日頃からの見守りにより、早期発見、早期対応に努めるとともに、校内体制の充実に加えて学校・家庭との連携を深めて相談体制の充実を図り、きめ細かな対応に努めてまいります。

また、集団生活を通じて、基本的な生活習慣や社会の一員としての役割と責任などを身に付けるため、発達段階に応じた道徳の時間の充実にも努めます。

さらに、近年急速に普及が進んでいるスマートフォンなど情報通信機器の不適切な使用が問題となっていることから、研修会やパンフレットを活用した指導の徹底を図ってまいります。

健康・体力づくりについては、子どもの健やかな成長のためには健康・体力は基本であり、学校・家庭・地域が力を合わせて取り組むべき課題であります。

このため、学校医などとの連携を図りながら、各種健康診断や日常の保健指導により健康教育の充実を図るとともに、保護者・地域・関係団体と連携しながら、戸外遊びやスポーツ少年団・部活動支援などを促進し、生涯にわたって運動に親しむ習慣づけなどに努めます。

また、むし歯予防対策として、学校歯科医・薬剤師と連携し、大きな効果が認められているフッ化物洗口を、小学校に続き本年度から幼稚園での取り組みを進めてまいります。

学校の安全確保・危機管理については、東日本大震災を教訓に家庭や地域・関係機関な

どと連携を図り、防犯教室・避難訓練の実施や危機管理体制の点検など、子どもたちが自ら身を守る力を習得するため、防災教育の一層の推進に努めてまいります。また、子どもたちが事故や事件に巻き込まれないように安全教育を進めるほか、登下校時の安全確保のために通学路の点検やパトロールなど地域ぐるみで子どもの安全を守る取り組みを進めてまいります。

特別支援教育については、障がいや困り感のある子どもの教育的ニーズに応えるため、個々の状況に応じた適切な教育と援助が必要なことから、特別支援教育の専門的知識を有する教職員を継続して配置するとともに、幼稚園・保育園・小中学校に、特別支援教育支援員を町予算で配置し、学校生活や学習へのサポートを行います。

また、子育て支援センター・幼保・小中学校や保健師との日常的な情報交換や定期的な研修などにより、一貫した特別支援体制と関係機関との連携を一層進め、「特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人ひとりにとっての最善の支援」を第一に据えた取り組みを進めてまいります。

就学援助については、経済的理由により就学困難な児童・生徒や特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対する学用品や給食費などの援助制度や、進学する学生への町独自の奨学資金など制度活用の啓発に努めます。また、特別支援学校に就学している児童の帰省費助成を中学生まで広げるとともに、特別支援学校への通学費助成を新たに実施するなど支援体制の充実を図ります。

教職員の資質向上につきましては、教育の成果は教職員の確かな専門性と豊かな識見など教職員の力量に負うことが大きいことから、教職員としての資質・能力向上に努めることが重要です。このため、指導主事による学校教育指導や各種研修会、講座等への参加促進により、教職員の資質向上を図ってまいります。

また、教職員の多忙化が増す中で気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、より一層信頼される教職員を目指して倫理観や資質を高めるために教職員一人ひとりの意識の高揚を図ってまいります。

小中学校教育の環境整備については、訓子府小学校では、一部教室で雨漏りがみられる校舎低学年棟屋根の防水工事やスクールバンド楽器購入及び開校100周年記念事業への補助などのほか、多人数クラス対策として町単独で臨時講師2名、特別支援教育支援員1名を配置して指導体制の充実を図ります。

居武士小学校においては、理科教材の充実や臨時講師兼特別支援教育支援員1名を町単独で配置し、障がい児のサポートと、全学年複式学級の下、児童一人ひとりの指導を充実させます。

訓子府中学校では、洗浄器付き便座の設置やパソコン教室の椅子更新、特別支援教室の設備更新、部活動の補助などを行います。引き続き、町単独の臨時講師を配置し学力向上に努めるとともに、特別支援クラス在籍生徒の増加に対応し、新たに特別支援教育支援員1名を配置し、きめ細かな指導体制の充実を図ってまいります。

また、本年度は全小中学校でグラウンドの排水改善事業を実施するほか、引き続き、教職員の研修事業、生徒指導推進に対し交付金を計上し、校外活動や研修機会の充実に努めるなど、子どもたちにとって快適に学ぶことができる教育環境を整備し、安全で安心な学校づくりに推進してまいります。

学校関連施設について申し上げます。

学校給食センターでの取り組みについては、食に対する正しい知識と食習慣を育むため、地元食材を生かし栄養バランスの取れた給食の提供に努めるとともに、アレルギー対策に配慮して衛生管理の徹底を図り、安全で安心な給食の提供をしております。また、不測の事態に備え、本年度から主食を備蓄し、年1回、防災の日に備蓄食材を給食として提供、更新し、あわせて災害への備え、食の大切さなどを学ぶ防災教育を実施いたします。

児童センター「ゆめゆめ館」の活用については、昨年4月に開設した児童センターは、全児童が自由に利用できる場として、また、留守家庭となる児童の生活の場として、多くの子どもたちに利用されていますが、今後も社会教育事業で実施している「竹の子クラブ」などと一層連携し、異年齢集団での生活を通じた社会性・自主性・協調性の獲得など、子どもたちの健全な育成に努めてまいります。

また、子どもたちが安全で快適に利用いただけるよう施設の維持管理に努めるほか、子ども一人ひとりを尊重し、子どもたちが安心して活動し、過ごすことができる居場所として、施設の充実を図っております。

訓子府高等学校に対する支援につきましては、地元を支える人材育成の観点や北見地域におけるその役割から、町を挙げて訓子府高等学校の振興に努めており、高校としても、生徒の早期進路決定の達成や特色ある学校づくりに取り組んでおりますが、近年の少子化に伴い、道内各地で高校が廃校となるなど、高校配置計画の見直しが危惧されております。

このため、教育委員会としては町と連携して魅力ある高校づくりのために「通学支援」「入学準備支援」「進路指導等強化」などの各種支援に加え、「就職に要する資格取得講習経費への補助」、「修学旅行経費の助成」など新たな支援策を講じるとともに、引き続きPTAや関係機関などと連携を図りながら、高校存続に向けた取り組みを進めてまいります。

第2は、幼児教育における取り組みについてであります。

幼児期は、「生活習慣」「学びに向かう力」「文字・数・思考」など基礎となる力が育っていく重要な時期であり、家庭や地域と連携を図りながら取り組みを進めていく必要があります。

今後の幼児教育・保育や子育て支援を推進するために、昨年度「子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査を実施したところです。本年度は、その調査結果の内容を踏まえ保護者などのさまざまな意見をいただきながら、本町の幼児教育・保育ニーズに沿った「訓子府町子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

本町の特徴である一貫した幼児教育システムを生かし、教育の一体性を確保する取り組みや福祉保健部門と連携を図りながら、より連続性のある幼児教育を進め、子どもたちの健やかな成長に努めてまいります。

幼稚園では、教育の基礎が培われる時期であることから、年間指導計画に沿った幼児教育の充実を図るとともに、保護者の就労形態の多様化に対応し、早期登園や延長保育に加え、新たに春休み保育に取り組んでまいります。

特別な支援を必要とする園児に対しては、従前と同様に支援員を配置するとともに「個別の教育支援計画」の作成・活用・円滑な引継ぎなど、支援体制の充実に努めます。

フッ化物洗口は永久歯対策と言われており、歯の生えかわる4・5歳児からの実施が効果的であることから、本年度から保護者の理解を得ながら実施してまいります。

幼児の生活は家庭、地域、そして幼稚園と連続的に営まれており、これら循環の中で幼児の望ましい発達が図られていくよう、保育園、小・中高等学校、老人福祉施設など関連施設との連携・交流を強化してまいります。

保育園については、少子化・核家族化の進行や就労形態などの多様化などにより子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、保育園は子育て支援機能として重要な役割を担っております。このため本町では、保護者の就労形態や勤務体系などに配慮し、登園時間や預かり時間を拡大するなど、ニーズに沿った保育環境の整備に努めております。

「豊かな体験を通し、乳幼児のすこやかな心身の発達を図り、生きる力の基礎を養う」保育目標の下、子育てトークや園開放など子育て支援を推進するとともに、困り感のある園児に対しては、保育補助員を重点的に配置し、子どもの心身の状況に応じて、職員間で協力しながら保育を進めるなど、保育園運営の充実を図ってまいります。

また、今後、国の制度改正により保育体系の変更が予定されていることから、国の「安心こども基金」からの助成により、入退園管理、保育料算定などに必要な「子ども子育て支援システム」の構築を図ります。

幼保一体化施設については、本町の認可保育所と幼稚園は幼児教育・保育施設として運営しておりますが、社会環境などの変化に伴い、集団活動や異年齢交流の場、発達段階に応じた幼児教育や保育ニーズが多様化し、さらに既存施設の老朽化・狭隘化<sup>きょうあいか</sup>も進んでいることから、本町にふさわしい子育て支援や幼児教育・保育施設として、幼保一体化施設である「訓子府町こども園」の建設に向け、本年度は基本設計提案事業（プロポーザル方式）を実施いたします。

建設にあたっては、保護者や子育て家庭など多くの皆様のさまざまなご意見をいただきながら、子どもと子育て家庭の視点に立ち、これまでの幼稚園・保育園で培われてきた良さを生かしながら、就学前の一貫した幼児教育・保育体制づくりを進めてまいります。

子育て支援センターについては、未就園の子どもたちの交流の場であり、子育ての悩みを相談できる場として定着している子育て支援センターでは、「ひだまり広場」や、「ミニ講座」の開催、子育て講演会・座談会の実施などを通じ、引き続き「子育て支援の拠点」としての役割を果たしてまいります。

発達の遅れが気になるお子さんに対しては、福祉保健課、幼稚園・保育園、専門機関とも連携し発達相談を行うほか、専門機関の巡回支援を受けるなど、早期に発見し、早期に療育ができるよう体制を充実いたします。

第3は、社会教育の推進についてであります。

誰もが自由に学び続けることができ、その成果を生かして社会の中で自己実現を図ることができる生涯学習社会を実現するため、社会教育では、町民ニーズを的確にとらえ、広く情報提供や学習相談などを実施し、世代に応じた豊かな学びを生涯にわたって実践できる環境づくりをすすめます。

また、学校・家庭・地域の連携や人と人とのつながりを強めるなど総合的な取り組みを通して、町民と協働し、さらなる生涯学習による「まちづくり」を目指してまいります。

生涯教育については、町民一人ひとりが自主的・主体的に地域社会の構築に関わるとと

もに、生涯にわたるさまざまな学習や文化・スポーツ活動の実現に向けた本町の社会教育の進むべき方向性を定め、まちづくり・人づくりの原動力となる教育的活動のあり方や学習のできる条件整備等を推進するために「社会教育中期計画」を策定してまいります。

また、生涯学習の多様化・高度化に対応するために、学校支援地域本部事業の「学校支援コーディネーター」を拡充し「生涯学習アドバイザー」に名称を改め、教育相談体制の充実を図るなど、学校・家庭・関係機関との連携を深めてまいります。

町民の学習活動や地域課題の解決のために、社会教育体制を充実し積極的に地域との関わりを持ちながら町民一人ひとりのさまざまな学習への取り組みについて支援に努めてまいります。

青少年教育については、小学校児童へのさまざまな体験活動を行う「竹の子クラブ」と異年齢集団による放課後の活動拠点として居武士小学校区で実施している「みつばちクラブ」への支援を継続してまいります。

「学校支援地域本部事業」については、今後とも地域の教育力を活用して学校への支援活動を行い、教職員の負担を少しでも軽減しながら、子どもたちの心と体の成長を図ります。あわせて「親と子のための教育相談事業」を活用し、定期的に各学校を訪問しながらさまざまな教育相談にも応じるなど、事業の充実を努めてまいります。

新たな取り組みとして、子どもたちの異年齢集団での体験学習を促進するために、学校・家庭・地域が一体となって支援し社会性、自主性、協調性を伸ばし「生きる力」を育むことを目的として「通学合宿事業」を実施してまいります。

青年の学習活動では、各青年団体や企業の青年など、異業種間の交流を通じて産業等の発展につなげるための「産業後継者研修事業」を拡充するとともに、青年活動の場の確保や大会派遣、各種研修会などを実施し、地域のリーダーとなる人材の育成に努めます。

成人教育については、多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するため、「公民館講座」「はぐくみ講座」「男女共同参画講座」など社会教育事業の開催や団体、サークルなどの育成支援として「わくわく地域づくり活動支援事業」の充実等を図り、多くの皆さんが参加できるよう努めてまいります。

また、地域の生活課題等の解決学習を進めるための「くんねっぷ巡回講座」や町民共通の課題、地域課題の解決に向け、町民の皆さんが主体的に考える場として「くんねっぷの未来づくり大会」を本年度から新たに開催してまいります。

高齢者教育については、趣味や健康増進、知識と経験を生かした活動など、個々の能力や適性に応じた社会参加を促し、生きがいづくりを目指す高齢者教育に努めてまいります。

また、高齢者の生きがいを高める学習活動の場として、多くの方々に参加をいただいている「若がえり学級」につきましては、学習内容の充実を図り、楽しく学習できる環境づくりを進めてまいります。

芸術文化振興については、社会の急激な変化や価値観の多様化に伴い、暮らしの中にゆとりや潤いなど「心の豊かさ」を求める気運が高まりを見せています。このため、関係団体と連携を図りながら、できるだけ多くの町民が芸術や文化に触れられる機会の提供や学習の成果を発表する機会の充実を図るために、「音楽の広場」や「秋の文化祭」「ジュニア・アート・フェスティバル」などの継続や、隔年で実施している「町民芸術劇場」を開催するとともに、団体・サークルの育成、支援に努めてまいります。



また、歴史館を拠点として町民共有の財産である郷土の歴史・文化を保護・保全するとともに、本年度はくねっぶ歴史館が開館して10周年になることから、「訓子府町図書館開館30周年記念事業」とあわせて記念事業を実施してまいります。

公民館につきましては、団体や個人が気軽に芸術・文化そして日頃の学習活動を継続していく拠点として、より意欲的で活発な活動ができるような支援体制の充実を図るとともに、利用者懇談会などを開催してご意見を伺うなど、より親しまれ、気軽に立ち寄れる公民館として今後とも努力してまいります。

施設整備の面では、利用者の安全を確保するために専門業者による舞台吊物等の設備点検を実施してまいります。

昭和59年に開館した図書館については30年が経過し、老朽化、<sup>きょうあいか</sup>狭隘化により施設の拡充が求められていることから、これまでに「新しい図書館のあるべき姿」などを検討してきたところです。

本年度は、将来の図書館整備に備えた敷地の確保に向けて、隣接する北海道電力株式会社所有の土地の取得を行ってまいります。

図書館運営にあたっては、町民が来館しやすい環境に配慮するとともに、図書資料の充実を図りながら、「本の宅配サービス」や「移動図書」を継続して実施いたします。また、幼児期から本に慣れ親しむため、ブックスタートとして「健やか絵本贈呈事業」の実施や、絵本作家による「図書館講座」を開催します。

本年度は開館30周年の節目となることから、「くねっぶ歴史館開館10周年」とあわせた各種記念事業を通じて、図書館利用のPRに努めるとともに、さらなる図書館活動の充実と発展を目指しながら、今後も、より親しまれる施設として努力してまいります。

生涯スポーツについては、スポーツは、心身における健康の保持増進と、明るく豊かな生活を送るためにも大きな役割を果たしています。

このため、健康・体力づくりのためのスポーツ教室や「オホーツク玉入れ選手権大会」「KAPPAマスターズ水泳大会」など各種スポーツ行事等を継続するほか、最近、愛好者が減少しているパークゴルフ・テニス・ゲートボールのスポーツ教室を開催し、スポーツ人口の底辺拡大と町民の健康に対する意識がさらに高まるよう努めてまいります。

また、各種団体等が実施する派遣研修事業や大会運営に対する助成など、きめ細かな支援を継続してまいります。

地域力を学校の授業に生かす「地域スポーツ指導者派遣事業」を継続実施するとともに、各種スポーツ団体活動の促進や指導者の養成を積極的に進めてまいります。

健康づくりについては、中高生を対象としてトレーニング講座や高齢者を対象に無理なくできるトレーニングの方法を紹介する「スポーツセミナー」などを開催するほか、福祉保健部門との連携協力により老人クラブへ訪問し、体力づくり・健康増進のPR活動を新たに実施するなど、町民の健康増進に向けた各種事業を進めてまいります。

主要な体育施設については、建設後、かなりの年数が経過し、計画的な更新が必要な時期となっており、各施設の維持管理を充実し快適なスポーツ空間を提供してまいります。

スポーツセンターにおいては、将来の大規模改修を見据えた耐震診断調査の実施とランニングマシンの更新を、温水プールは公認プールのろ過機の取り替えと自動温度調整計の更新を、野球場はスコアカウンターの改修を、パークゴルフ場は芝の生育を促す目土事業を

実施し、利用者に満足いただける環境づくりに配慮しながら、生涯を通じたスポーツ活動の振興に努めてまいります。

以上、平成26年度の教育行政に係る主要施策等について申し上げます。

子どもたちを取り巻く教育環境は、一層複雑化・多様化し、教育制度のあり方が問われ、大きな教育改革のうねりの中で、時代は大きな転換期にあり、家庭環境や社会情勢が急激に変化しております。

教育委員会といたしましては、ふるさと訓子府町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と、自立・協働・創造を基調とした生涯学習社会の実現のため、学校・家庭・地域をはじめ関係団体等とのさらなる連携を図りながら、教育行政を積極的に推進してまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって教育行政執行方針を終了いたします。

◎議案第 7号、議案第 8号、議案第 9号、議案第10号、議案第11号  
議案第12号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第13、議案第7号、日程第14、議案第8号、日程第15、議案第9号、日程第16、議案第10号、日程第17、議案第11号、日程第18、議案第12号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第7号 平成26年度訓子府町一般会計予算についての提案理由の説明を求めます。別冊でお配りしている予算書2ページからスタートでございます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、議案第7号、別冊の予算書2ページになりますけれども、平成26年度訓子府町一般会計予算について、提案説明をさせていただきます。

この内容につきましては、事前に配布しております「平成26年度各会計予算書」と「各会計予算案の説明資料」の2冊によって、説明させていただきたいというふうに思っています。

なお、説明の中で、昨年度と表現するものにつきましては平成25年度、そして本年度と表現するものにつきましては平成26年度を指しているということで、ご承知おきいただきたいというふうに思います。

また、昨年度同様、農地整備事業と土木費の一部で経済の好循環実現のための対策というのがございまして、国の補正予算による繰越明許ということになりますので、確定が遅れたこともありまして、今回の当初予算の中に入っておりますけれども、その部分については、都度、概略を説明していきますけれども、詳細につきましては、後日になりますけれども、追って提案させていただく追加補正の予算の中で説明させていただきますのでご理解をお願いしたいというふうに思っております。

また、繰越明許に回った当初予算につきましては、改めて26年度の補正予算等で、多分6月になるかと思うんですけども、補正の中で予算を整理させていただきたいと思っておりますので、あわせてご理解いただきたいというふうに思います。

それでは、まず、はじめに各会計予算案の説明資料をご覧いただきたいと思っておりますけれども、まず1ページになりますけれども、予算案の概要を1ページでは記載しております

が、まず、平成26年度予算編成にあたりまして、国で示す地方財政対策では、一般財源の大幅な増額が見込まれ、国では「経済財政運営と改革の基本方針」に基づきまして民需主導の持続的成長をしようとしております。一般会計の基礎的財政収支の大幅改善による歳出抑制を目指していることから、地方交付税は、なお予断を許さない状況にあるのが現状だと思っております。

本町の歳入の約半分を占めます普通交付税については、新たに地域の元気創造事業が創設されておりますけれども、単位費用の減や人口と面積を基本とした簡易的な算定を行う包括算定経費の減もありまして、好転は見込めない状況にあります。

このような状況の中で、本年度の予算編成にあたりまして、財政健全化プランに基づく予算見積もりを行い、「まちづくりと財政健全化を両立させ、行財政の均衡を図る」ことに重点をおき予算編成をしたところでございます。

その結果、本年度の一般会計の予算総額は41億5,470万円、対前年比でいきますと当初予算で7.9%の増となっておりますけれども、コストと財源を意識しながらも本年度から各種施設整備や農業基盤整備の投資的事業が実質的にスタートすることに鑑み<sup>かんが</sup>まして予算総額で伸びているというものでございます。

その款ごとの予算額と伸び率につきましては、5ページになりますけれども、下の表の2. 一般会計歳出目的別内訳の対前年比較で、増減の要因の主なものを説明させていただきますけれども、2款の総務費では、町内会連協活動費補助、新規の元気なまちづくり貢献企業等応援補助金、それと町有住宅解体の増はありますけれども、昨年度、電算システム機器更新や庁舎のご存じのように冷暖房発生装置、それと戸籍事務の処理システム、これらが終了しておりますので、対前年比では、50.2%と大きく下回った数値となっております。2億1,056万9千円の50.2%ということです。

3の民生費では、くねつぶ静寿園増改築等補助、国保会計繰出金、それと常設保育所における臨時保育士の充実や子ども子育てシステム導入などによりまして、3億35万1千円、41.1%の増ということです。

4の衛生費では、葬斎場管理事業、太陽光発電や再生可能エネルギー施設設置補助の環境対策費新設による増がありますけれども、日赤の改築工事負担金が昨年完了しておりますので、198万4千円で1.0%の減というかたちになります。

6の農林水産業費では、実質的なスタートとなります農業基盤整備事業、農業振興資金利子補給、森林所有者情報システム導入などによりまして6,600万6千円、27.9%の増となります。

次に、7の商工費、これは空店舗対策の店舗出店等支援事業と店舗改修事業などで150万円2.3%の増ということでございます。

8の土木費においては、旧駅舎周辺整備、それと町道舗装修繕、それと公営住宅建設などで1億7,653万円76.1%の増。

9の消防費では、訓子府消防100周年記念事業、それと防災等情報メール配信システム構築、それと防災備蓄品整備などで、638万8千円の4.3%の増でございます。

10の教育費においては、こども園設計提案競技、さっきのプロポーザルの話ですけれども、それと訓小100周年記念事業、それと訓小屋根改修、図書館用地取得、スポーツセンター耐震診断ということで、225万7千円の0.6%の増。

公債費においては、これは、おけねっぶ地区堆肥供給センター建設事業や街並み整備事業の償還が終わったということがございまして、1,914万9千円3.1%の減となっております。

13の給与費では、職員数の減によりまして、1,946万円2.5%の減となっております。

続いて、8ページには、各会計の議員、各種委員、職員全体の人件費の資料を載せてございますけれども、一番下の合計欄の右から4列目、8億3,346万2千円が一般会計と特別会計あわせた人件費の総額ということになります。

次に、9ページになりますけれども、この表は、基金の保有状況を一覧にしたものでございまして、表の右側の一番下から4行目、38億4,944万3千円が一般会計の平成26年度末の基金保有残高の見込みとなります。

10ページからは、投資的事業を記載しております。

16ページからは、補助奨励費。

同じく、22ページからは、扶助費。

これらには、事業内容や事業量、あとは財源内訳の概要を記載しております。26ページから28ページまでは、平成26年度における債務負担行為の支出予定額を一覧にしているというような資料でございます。

47ページ、48ページ、一番最後のほうになりますけれども、これは投資的事業の箇所を添付しておりますので、それぞれご覧をいただくこととしまして、これからの予算書における説明は、新規事業など特別なものについてのみ説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、予算書によって説明をしまいたしますので、予算書の2ページをまず開いていただきたいと思います。

議案第7号 平成26年度訓子府町一般会計予算。

平成26年度訓子府町の一般会計の予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

まず、第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億5,470万円と定める。

第2項における歳入歳出予算の款項の区分及び金額については、3ページから12ページにございます「第1表 歳入歳出予算」によることを規定してございまして、これについては、ご覧いただくことといたしまして、その内容は、後ほど15ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

続いて、第2条では、債務負担行為を、第3条では、地方債について定めておりますけれども、これにつきましても、後ほど13ページの第2表、14ページの第3表で説明をさせていただきます。

続いて、第4条では、金融機関から借り入れすることができる一時借入金の限度額を昨年度同額の10億円と定めているものでございます。

次に、13ページになりますけれども、この第2表につきましては、本年度の債務負担行為について、議決をいたいただくとするものでございまして、本年度は3項目でございます。

1つ目の季節労働者生活資金貸付金利子補給及び損失補償につきましては、1人20万

円を限度とする生活資金貸付に対する利子補給率2.55%とその貸付償還に対する回収ができない場合の損失額を限度額といたしまして、期間を平成26年度から平成27年度とするものでございます。

2つ目は、北海道訓子府高等学校入学生通学支援対策事業で、町外から訓子府高校へ通学する新入学生徒のバス運賃に対する補助で、卒業するまでの分の限度額を712万8千円、期間を平成26年度から平成28年度に設定するものでございまして、この2項目とも前年度と同様の取り扱いとなっているものでございます。

続いて、3つ目は、北海道訓子府高等学校修学旅行費支援対策事業で、本年度入学する生徒の2年後の修学旅行に対する補助で、限度額を120万円とし、期間を平成26年度から27年度に設定するというものでございます。

続いて、隣の14ページ「第3表 地方債」になります。

本年度に予定しております12件の事業等にかかる地方債の借入限度額について定めるもので、本年度は総額で6億600万円を借入しようとするもので、償還方法や利率については、ご覧のとおりということになってございます。

次に、15ページと16ページにつきましては、これは歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これはご覧をいただくということで、ご理解いただきたいと思っております。

17ページ、ここからは、事項別明細書になりますけれども、歳入歳出とも特徴的な部分のみ説明をさせていただきたいと思っております。

また、本年度は、消費税増税などの影響によりまして、各施設の燃料費、電気料、水道料、車両燃料の予算が増額計上となっておりますので、これは全般的にそうになってございますので、あわせてご理解いただきたいと前段に思います。

それでは、17ページの歳入から入りたいと思っております。

歳入の上の表になりますけれども、1款、1項、町民税の1目、個人の部分です。均等割が昨年の3,000円から3,500円に改正されまして、129万7千円ほど伸びておりますけれども、昨年も農業所得における伸びが見込めないことから、所得割で大きく落ち込んでおりまして、4,961万6千円減の2億1,215万3千円の計上となっております。

次に、下の表の1款、2項、1目の固定資産税になります。本年度は評価替えの3年目でございますので、負担調整と新築住宅により課税標準額に若干の伸びがみられたことに加えまして、昨年まで過疎法の減免が1件ございましたけれども、本年度は予定がないことから、それらもあわせて363万5千円増の2億1,166万7千円の計上というふうになってございます。

次に、19ページの2番目の表の1款、4項、1目の町たばこ税では、この4月から税率の値上げが見込まれますので、それにより喫煙率の低下が懸念されることもございまして、436万4千円の10%減で見込みまして3,940万9千円という計上となっております。

次に、21ページ、一番上の表になります。

2款、1項、1目の地方揮発油譲与税から23ページの上から2番目の表にあります8款、1項、1目の地方特例交付金まで、これについては、国の地方財政計画や実績等を勘案して計上しておりますけれども、特に、22ページの2番目の表、2款、2項、1目の

自動車重量譲与税につきましては、エコカー減税の拡充などを考慮した国の地方財政計画による数値を参考といたしまして4,600万円を計上しているものでございます。

一番下の表の6款、地方消費税交付金につきましても、国の地方財政計画に示された配分率を勘案しまして、5,800万円の計上としているところでございます。

次に、また23ページの一番上になりますけれども、7款、1項、1目の自動車取得税交付金では、自動車取得税の制度改正やエコカー減税の拡充を考慮した国の地方財政計画による数値を参考としておりまして1千万円を計上しているものでございます。

次に、23ページの同じく3段目になりますけれども、9款、1項、1目の地方交付税の説明欄の普通交付税では、総務省の地方財政対策概要では、一般財源の総額を社会保障の充実分等を含めまして、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保しているというものでございますけれども、普通交付税においては、全体で1.2%程度減額となっていることを踏まえまして、公債費等の償還見込みや単位費用などの増減調整を行いまして、5千万円減の19億5千万円で計上しております。

なお、特別交付税については、前年と同額の1億円を見込んで、地方交付税総額で20億5千万円を計上しているところでございます。

次に、一番下の表の11款、1項、1目の農林水産業費分担金につきましては、農地整備の面事業にかかる農家の個人負担分で、道営畑総事業北西地区の面事業費2億980万円に対する受益者分担金としましては、1,614万7千円を計上しているものでございます。その下の道営高園地区は、本年度からの新規スタート地区でございまして、面事業費1億2,500万円に対する受益者分担金937万5千円、2地区分をあわせて1,653万5千円増の2,552万2千円を計上しているというものでございます。

次に、25ページ、上の表の11款、2項、1目の民生費負担金の右の説明欄の上から2行目になります老人福祉施設負担金、ここでは町外の養護老人ホーム入所者が6名から4名に減ったということから、年間徴収額で85万1千円減の222万3千円を計上しているものでございます。

次に、その下の2節になりますけれども、児童福祉費負担金の常設保育所利用者負担金では、兄弟入所の変動と所得階層が下がったことによりまして、前年度の月額保育料実績により算出しまして、102万6千円減の1,798万円を計上しているものでございます。

次に、2目の農林水産業費負担金、農業費負担金の一番下、道営訓子府北西地区農地整備事業負担金では、他の市町村の参加者のパワーアップ分を各市町村に請求するというものでございまして、うちでは置戸町が1名、北見市3名分の事業費の2,610万円分ですけれども、パワーアップですからその6.25%分で受益者分担金を163万1千円を計上しているものでございます。

次に、下の表の12款の使用料及び手数料、1項、4目になりますけど、農業使用料の右側の3行目、牧場使用料になります。これは昨年の実績を勘案しまして、馬15頭を含め総数550頭の入牧を見込み81万3千円増の1,691万7千円を計上しております。

その下の草地使用料では、採草地全体では、94.97haあるんですけれども、昨年草地更新した15.09ha分、これが新たに貸付できる状態になったことと本年度草地更新する予定の31.38ha分を引いてですね、差し引きして35万2千円増の178

万9千円を計上しているものでございます。

次に、その下の6目の土木使用料の3節になりますが、住宅使用料、説明欄の一番上の町営住宅使用料につきましては、入居者の所得上昇による収入増と現在の退去者などを考慮しまして、昨年同様の収納率を94%と見込みまして、183万9千円増の4,825万5千円と過年度分20万円、それに車庫使用料94万5千円を加えて4,940万円の計上でございます。

その下の特定公共賃貸住宅使用料につきましては、管理戸数に対して退去者などを考慮し収納率98%で見込みまして20万8千円減の1,293万8千円の計上。

住宅使用料全体で、161万5千円増の6,515万6千円ということで計上してございます。

次に、一番下の7目になります。教育使用料の1節、幼稚園使用料の入園料では、4歳児は昨年より12名増の43人で、13万2千円増の47万3千円を計上しております。

その下の保育料では、昨年度より4世帯増の73世帯で見込みまして、減免や預かり保育を含め、30万7千円増の1,377万4千円を計上しているものです。

入園料と保育料あわせて43万9千円増の1,424万7千円の計上となっております。

次に、一番下の3節の保健体育使用料では、主にパークゴルフ場と温水プールの利用者減によりまして42万8千円減の573万3千円を計上しているものでございます。

次に、27ページの下表になります。

13款、1項、1目の民生費国庫負担金の1節の社会福祉費負担金、3行目にあります介護給付費の中に共同生活援助という項目がありましたけども、制度改正により、その下の訓練等給付費に移行したため、括弧内の対象額がそれぞれ2,032万8千円ずつ昨年に比べて増減しております。それに加えまして介護給付費では、対象者の自然減により対象額が381万2千円の減、訓練給付費においては、対象者が増えていることから対象額で128万4千円増となっております。

また、説明欄の下から7行目になりますけども、障害児通所給付費、これにつきましては、対象者が9人から2人に減ったということによりまして対象額で68万4千円の減となっております。

これら障害者福祉費負担金総額で、100万円減の7,616万5千円を計上しているものでございます。

次に、30ページの上表になりますけども、2節、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保事業の保険税軽減の対象となった被保険者数に対する支援分として交付されるもので、道費負担とあわせて国保会計に繰り出すというもので284万4千円の計上になります。

その下の3節の児童手当負担金では、昨年度は制度が変わりまして、対象者の把握が多少不明確な点がございましたけども、本年度は昨年の6月に行った現況届に基づきまして積算した結果、148万4千円増の5,704万8千円を計上しているものでございます。

その下の2項、2目の衛生費国庫補助金、1節、衛生費補助金のがん検診推進事業補助金では、本年度より検診対象者が20歳のみ、乳がん検診対象者が40歳のみに変更となったことから対象者数が減少する見込みのことから39万4千円減の28万9千円を計上しているものでございます。

なお、このがんの部分につきましては、制度的なちょっと変更が最近ありましたので、これは歳出のほうで若干説明させていただきますけれども、収入については、このままちょっととどめていただきたいと思います。

次に、その下の土木費国庫補助金、1節の住宅費補助金ですけれども、公営住宅整備事業費補助金では、昨年度は、国の補正予算によりまして、事業費を前倒しすることにより補助対象事業費は出てきませんでしたので、ちょっと額的には変わっておりますけれども、本年度は新年度予算編成時に事業費が確定しておりませんでした。今回事業確定の通知がありまして、追加補正として提案する予定になっておりますので、これも歳出、または後日出す繰り越しの中でお話させていただきたいと思います。

とりあえずは、当初予算として計上している分は、末広の公営住宅1棟4戸、それと解体3棟12戸、その他に耐震改修費補助を見込んで2,657万5千円を計上しているものでございます。

その下の2節の道路橋梁費補助金につきましても、公営住宅同様に国の補正予算の対象となっておりますので、これは追加補正の中で提案を予定しております。

当初予算といたしましては、内容は主に旧駅舎北側の公園部分が中心となりますので、旧駅舎周辺整備事業として1,200万円、南12線と相内線の町道舗装修繕事業、これで6,760万円の合計7,960万円を計上しております。

次に、31ページ、まん中の表になります。

13款、3項、2目の民生費委託金の3節になります地域人権啓発活動活性化事業委託金につきましては、これは法務省で行っております人権啓発活動の一環としまして、過去道内では19市町村が行ってきておりますけれども、本年度は本町が該当となったことから「人権の花運動」としまして、花の苗や啓発看板製作を行う事業に対して国の100%充当で9万9千円の事業を行おうとするものでございます。

次に、一番下の表になりますけれども、14款、1項、1目の民生費道負担金、1節、社会福祉費負担金の中の障害者福祉費負担金の介護給付費と訓練等給付費については、先ほど国庫負担金の中でも制度改正により変わったお話ししましたが、介護給付費の括弧内の対象額では、同じように共同生活援助分で2,032万8千円が訓練等給付費に移行したこと、それに加え訓練給付費の対象者が増えていることから、同じく128万4千円増の5,215万2千円という数字になってございます。

また、次のページの説明欄の上から5行目の障害児通所給付費についても国庫負担金と同様に対象者が減ったことを見込み括弧内の対象額で68万4千円減の235万2千円という数字になってございます。

これらを主なものとしまして、道の負担率が対象額に対しまして4分の1となりますので、前のページの障害者福祉費負担金総額では50万円減、3,808万2千円を計上しているということになります。これは32ページの下の方の上から7行目の話になりますけれども、全体で50万円の減ということです。

再び、次のページになりますけれども、中ほどの2節の真ん中になりますけれども、34ページですけど、国民健康保険基盤安定負担金の国保税軽減分、これにつきましては、基準となる保険料の軽減相当額に対する補助でございまして、保険者支援分は、軽減対象となった被保険者数に対する支援分として交付されるもので、負担額では64万8千円減の1,



566万9千円の計上でございます。

次に、3節、下になりますけれども、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金では、後期高齢者医療広域連合が行います低所得者等の保険料軽減対策への納付額で1,994万3千円の道負担分4分の3になりますので、それで1,495万7千円を計上しているものでございます。

次に、4節の児童手当負担金につきましても、国庫負担金のところで説明したのと同じでございます。昨年の6月に行った現況届に基づきまして41万3千円増の1,308万6千円を計上しているものでございます。

次に、下の表になります。

14款、2項、1目、総務費道補助金、1節の総務費補助金、次のページにまたがりまされども、次のページの一番上、36ページの一番上になりますけれども、森林環境保全整備事業補助金では、町有林の主に間伐面積が減ったことによりまして234万3千円減の615万9千円の計上でございます。

その下の市町村森林所有者情報整備事業補助金では、本年度新たに森林情報管理システム導入に伴います補助金で、事業費360万8千円の2分の1ということで、180万3千円を計上しているものでございます。

次に、下の方の4目になりますけれども、農林水産業費道補助金、1節の農業費補助金の食料供給基盤強化特別対策事業補助金では、道営農地整備事業の北西地区と高園地区に対するパワーアップ分の道の負担分といいますか、補助金でございます。北西地区で1,310万円、高園地区で781万円、合計で2,091万円を計上しているものでございます。パワーアップの道負担分と思っていただければいいです。

その下の2節の林業費補助金の未来につなぐ森づくり推進事業補助金では、これは民有林の人工造林に対する補助でございます。民有林の伐期を迎える除間伐の面積が昨年で30ha、本年度が50haと増えることから、それに伴い、造林面積も増加するため337万円を計上しているものでございます。

次のページ、37ページの真ん中の表になります。

14款、3項、1目の総務費委託金の3節、統計調査費になりますけれども、統計調査事務委託金では、本年度は2014年の農林業センサスの実施年になりますことから119万5千円増の149万5千円を計上しているものでございます。

その下の4節の選挙費委託金、知事・道議会議員選挙委託金では、来年4月12日に投票予定の知事・道議選挙の期日前投票等が3月末までの、それまでの3月末までの事務に対する委託金として、283万5千円を計上しているものでございます。

次に、下の表の15款、1項、1目の財産貸付収入、1節の土地建物貸付収入の土地貸付料では、太陽光発電施設用地としまして、補正でもお話ししましたが、中ノ沢・北訓・日出鉄道跡地の2業者に対する貸付料37万9千円が増えたことによりまして、72万9千円を計上しているものでございます。

次のページ、39ページになりますけれども、一番上になります。

15款、2項、1目、1節、生産物売払収入、町有林産物売払収入では、町有林の主に間伐面積が減ったことによりまして、1,301万9千円減の2,030万円の予算の計上となっております。

その下の不動産売却収入の1節で土地売却収入の町有地売却収入では、昨年は道道の工事に伴いまして、若富のいずみ公園と末広の用地の売却を行ったものですが、本年度は予定がないことから科目計上だけとなっておりますので、ご理解いただきます。

次に、43ページ、真ん中の表になります。

19款、5項、5目、1節の雑入ですが、昨年度は3年に1回の退職手当組合清算金として、1,326万5千円がありましたので、その分が今年ないということで、大幅減の要因になります。4,971万2千円を計上しているものでございます。

○議長（橋本憲治君） ここで、午前10時50分まで休憩をしたいと思います。

引き続き、次は、歳出に入ります。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、予算書の歳出の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 47ページ、ここからは、歳出になります。

歳出につきましても、特徴的なもののみ説明させていただきます。

なお、説明欄の事業区分の名前が、お知らせしておりますけれども、昨年度は〇〇経費とか、〇〇事業とかという部分で混在しておりましたけれども、本年度は〇〇事業などに統一させていただきましたので、若干名前が変わっているという部分で、中身は変わっていませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、47ページの1款の議会費になります。

右側のほうの事業区分2の議会運営費の3行目になります。報償費の講師謝礼につきましては、昨年、議会議員の方の東北での視察研修を踏まえまして、東北震災の現場で危機管理に携わった方をお招きしまして防災関係者などを対象とした講座を開くということをご予定しておりますので、講師謝礼として14万円計上しているものでございます。

次に、51ページ、総務費になります。

2款、1項、1目の一般管理費の事業区分でいきますと1の職員管理研修事業、これの報償費では、従来、職員自主研修がありましたけれども、その適用範囲を拡大し、セミナーを開催できることも見込みましたので、自ら主催して行う講師謝礼分として15万円増の35万円を計上しているものでございます。

その下の負担金、補助及び交付金の会議負担金では、主にチェーンソー取扱業務と刈払機取扱作業の安全教育講習負担金として、各5名ずつ、チェーンソーと草刈機5名ずつ、13万5千円増で46万5千円を計上しております。

次に、事業区分3になりますけど、各種表彰事業の報償費の功労者等顕彰式記念品では、昨年度まで盾形表彰状14人分を需用費で計上しておりましたけれども、本年度から報償費に組み換えをしたという分で、その分31万8千円を含め46万8千円を計上しているものでございます。

その下のその他報償金では、職員の勤続表彰5人と退職記念品として職員2人、臨時職

員2人や非常勤特別職5人の他、消防分5名、農業委員分5名などの退職記念品として16万円増の41万円を計上しているものでございます。

それと昨年は、功労章と功労章略章を数年分にあたります30個分購入しているということがございまして、前段で説明しました報償費に振り替えた盾形表彰状分あわせまして105万円が減額になってございますので、需用費は廃節ということになってございます。去年あったけども今年はありませんということです。

これらをあわせまして各種表彰事業全体では、59万2千円減の93万9千円を計上しているものでございます。

次に、その下の事業区分4の総務一般管理事業の賃金になりますけども、これは定年退職する職員の年金の支給開始年齢の引き上げを背景とする再任用の制度に準じまして期限付専門

職員として雇用するもので、1名分270万6千円を計上しております。

なお、そのすぐ上の共済費、これからも出てまいりますけども、共済費については、賃金に連動する社会保険料ということになります。

次に、54ページ、事業区分6. 庁舎等維持管理事業の委託料の一番下にありますが、庁舎冷暖房保守点検業務では、昨年皆様のご理解をいただきまして、平成20年以来、機能不全になっていたメイン冷暖房装置の更新を行ったところですが、その装置の機能を今度こそと言いますか、今度も機能を長く維持するために保守点検を今年から行うものとしまして197万3千円を新たに計上しております。

次のページの上のほうになりますけども、5行目の備品購入費では、執務用イス5脚と会議室イス20脚及び非常に言いにくいんですけれども副町長室応接セットなどの購入費で190万5千円を計上してございます。

前のページに戻りますけれども、庁舎維持管理事業全体では、昨年度は修繕料でこの冷暖房装置設置2,050万円と委託料でPCB処理業務315万5千円、備品として中古のタイヤショベル115万5千円、この分がありましたので、見かけ上は大きく減っているというかたちになってございます。

また次のページに戻っていただきまして、事業区分9、真ん中よりちょっと下ですけども、情報管理事業、これの下のほうになりますけども、委託料、総合行政ネットワーク、通常LWANとっておりますけども、システムの機器等更新業務で、これは地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークでございまして、全国的に更新するものでございまして、この費用として199万8千円を計上しております。

なお、この情報管理事業全体では、昨年度行いました情報系システム等機器更新2,570万円分が大きく減っているという分の数字でございます。

次のページになりますけれども、上のほうになりますけれども、事業区分の10. 各種基金積立金では、主に5番目の社会資本整備基金積立金では、昨年度は本年度以降の大型事業に充てるため1億24万1千円を積み立てておりますので、数字上はその分が大きく今年は落ちているという分でございます。

次にその下の事業区分の11. 人事交流事業につきましては、津野町への派遣交流2人分の赴任旅費が、平成25年度予算で執行することになりますので、本年度はその分の51万1千円減で79万1千円を計上しております。

次に、3目の財産管理費、事業区分でいきますと1になりますけれども、町有施設維持管理事業の需用費の修繕料、これは一部住宅の台所、洗面所などが古くなってきていることがございまして、それらを取り替えることとしまして39万6千円増の99万6千円を計上しております。

次のページの一番上になります。

60ページの一番上の委託料になりますけれども、これは北栄集会所及び町民の森の樹木によりまして、周囲への日照不足がありますので、それを解消するための木の伐採を行うものとして128万6千円を計上してございます。

また、その下の町有物置解体処分業務では、現在使用していない若富水源の公園のあるところですけども、横の旧水防資材庫の解体費用として16万5千円を計上しております。

続いて、その下の工事請負費では、元町の消防職員住宅2棟5戸と末広の教職員住宅1棟3戸の解体費用として653万円を計上しているものでございます。

その下の原材料費では、例年、修繕料として40万円ほどの予算の計上をしておりますけれども、近年、職員住宅や教員住宅の老朽化が進んでいることがありまして、フロアの全体の張り替えが多くなっている事象がありますので、30万円増の70万円を計上しているものでございます。

次に、4目の公有林管理費の事業区分でいきますと真ん中あたりにあります1の町有林管理事業の報酬、町有林野経営審議会委員では、これにつきましては、審議会委員の中に町有林、特に、町有林の詳しい経験者がおりますので、現地指導を含みまして、指導を行っていただくということで、その賃金分といいますか報酬分7万2千円増の11万4千円が増えています。

その下の需用費では、昨年度、駒里作業道などの補修のための修繕料100万円分が減となっているもので、大きく落ちております。

その下の役務費、本年度の森林国営保険加入は保険期間5年の継続分は25.99haで26万2千円、保険期間10年の新規分としては12.75haで25万9千円の合計で52万1千円の計上となっております。

その下の委託料では、町有林等管理業務で駒里林道と世木沢<sup>せきざわ</sup>作業道、大谷林道などの草刈り業務及び支障木除去作業として104万3千円増の130万円を計上しております。

また、その下の訓子府町町有林森林認証申請業務では、ブランド確立のため管内的に森林認証に取り組んでいることもありまして、本年度から本町も森林認証に取り組むというこの申請業務としまして170万円を計上してございます。

次に、事業区分の2. 町有林整備事業の補助分になりますけれども、委託料の造林業務では、新植12.75ha、下刈り29.42ha、間伐15.99ha、野鼠駆除36.86haで1,678万1千円を計上しているものでございます。

その下の原材料の造林用原材料では、これは新植の12.75haに対する苗木代でカラマツ2万5,500本を予定しております。その金額が223万7千円として計上しているものでございます。

次のページの一番上になります。

事業区分3. 町有林整備事業の単独分ですけれども、委託料で昨年度は造林業務の皆伐1,995万円がありましたけれども、本年度はその分が大きく減っているものでござい

まして、この事業でやる本年度分は、野鼠駆除が329.8haの64万2千円、それと風倒木の処理33万円の合計で97万2千円を計上しております。

次に、6目の住民活動費の一番下の行になりますけれども、事業区分2. 住民活動促進事業、これは次のページにまたがりましてけれども、その7行目になります。負担金、補助及び交付金、これの3行目の町内会連絡協議会活動費補助金では、主に町内会連協で行っております街灯事業、さらに劣化の激しい街灯13箇所の整備を促すため104万5千円の増で、町内会連協補助金全体では、121万6千円増の496万9千円の計上となっております。

その下の各町内会活動費補助金では、近年、会員数の減少によりまして運営が厳しくなっていることでもございまして、補助単価1世帯当たり800円から1,000円に上げるということで、26万円増の188万5千円の計上となっております。

その下の各実践会活動費補助においても同様に補助単価を上げておりますので、実践会分で11万9千円増の246万5千円の計上となっております。

次に、事業区分3. 地域集会所等維持管理事業では、需用費の修繕料で日ノ出地区ふれあいセンターの張りのボルト締め付けと看板補修などで44万1千円増の53万1千円を計上しております。

その下のほうにあります備品購入費では、本年度は、これも日ノ出地区ふれあいセンターの防災カーペット、それと鉄北地域集会所の掃除機で31万3千円を計上しております。

次に、一番下になりますけれども、事業区分4. 難視聴対策事業、これは次のページにまたがりましてけれども、負担金、補助及び交付金の地上デジタル放送難視聴対策補助金では、福野の3世帯分2万1千円を計上しておりますして、この3世帯が本年度実施すれば本町の難視聴対策としては終了するというようになります。

次に、7目の住民安全対策費の事業区分でいきますと1. 交通安全対策事業の旅費の費用弁償になりますけれども、交通安全指導員の道東ブロック研修会、これは隔年で全員参加することになっておりますので、29万8千円増の163万9千円の計上でございます。

その下の委託料の交通安全施設等設置維持管理業務では、交通安全看板2基を町道南10線と西29号線交差点に設置すること。それと相内線の東幸町側、山から下りてきたカーブから市街地に向かいまして、300m区間にゼブララインを設置するというので65万9千を計上しております。

その下の備品購入費では、施設用備品としまして、今お話しました相内線のゼブララインゾーンの始まる少し前に、北側になりますけれども、ソーラーの視緑誘導灯を2個設置することとしまして、8万7千円を計上してございます。

次に、事業区分の2、下のほうになりますけど、防犯等住民安全対策事業では、昨年度備品購入費でAED110万7千円がございましたけど、その分が減ってございます。

次に、68ページになります。

8目の企画費の事業区分1. 地方交通対策事業の委託料、バス待合施設設置業務では、これにつきましては、補正でもお話しましたが、遅れていました道道北見置戸線の拡幅工事が本年度こそはできるという日出地区に着手する予定になっておりますから、バス停2基を設置することとして186万円を計上してございます。

その下の高齢者ハイヤー利用サービス業務では、平成25年度実績見込みで算出したし

まして、30万7千円増の189万円を計上。

その下の路線バス高齢者利用支援事業につきましても、これも平成25年度実績見込みで算出し22万6千円増の116万円を計上しております。

その下の負担金、補助及び交付金のバス通学定期運賃補助、高校の部活動の関係や特に冬期間に保護者の送り迎え、夏場の自転車通学などもございまして、その実績を踏まえまして、130万6千円減額しまして、1,176万2千円を計上しております。

次に、事業区分3の企画一般事業の負担金、補助及び交付金の一番下、北海道横断自動車道訓子府IC開通記念事業実行委員会助成金、これにつきましては、来年になりますけど、平成27年3月に上常呂から訓子府までの高速道路がつながる、開通するというところで、それらのセレモニーなどに対する開催費用として40万円を計上しているものでございます。

次に、事業区分4、下のほうになりますけども、まちづくり推進事業、これも次のページにまたがりまして、負担金、補助及び交付金の元気なまちづくり貢献企業等応援補助金では、民間による本町の情報発信機会の活用と地域貢献をしようとする企業等の支援による地域経済の振興を図るために300万円を計上しているものでございます。

次に、その下の事業区分5. まちづくりパワーアップ特別対策事業では、これは町民税の1%活用による町民の自主的なまちづくり活動を支援するという事業でございまして、本年度は個人の町民税が4,961万6千円落ち込んでおりますので、対前年比で50万円減の180万円の計上となっております。

次に、一番下の10目の事業区分1. 開基120年記念事業では、平成28年度の開基120年に向けて広く住民の意見を聴く組織の設立とPR活動を行うものとして32万円を計上しております。

次に、71ページの下表になります。

2款、2項、1目の税務総務費の事業区分1. 固定資産評価事業では、昨年度は、委託費で評価替えに向けた土地の鑑定委託というのが284万6千円ございましたけども、その分が今年は減っている。なくなりますので減っているということです。

次に、73ページになります。

一番上、2款、2項、2目の賦課徴収費の1の賦課徴収事業では、昨年、委託料で町税電子申告システム導入76万6千円がございましたが、その分が減っているという分でございます。

次に、まん中の表になりますけども、2款、3項、1目の戸籍住民登録費の事業区分1. 戸籍住民登録事業では、これも昨年度、委託料の中に戸籍事務処理システム導入で4,882万5千円と住基ネットワーク機器更新で547万1千円分がありましたので、この分が大きく減っているという分です。また、本年度はシステムに関する保守料が変わってございまして、戸籍事務処理では、システムとソフトウェア保守で212万1千円増の400万5千円、住基保守では、12月まではメーカー保証期間になりますので、それ以降の分として21万5千円減の85万7千円の計上となっております。

次に、75ページになります。

2款、4項、2目の農業委員会委員選挙費の事業区分1. 農業委員会委員選挙執行費については、今年になりますので、112万円、これは全額、選挙の執行費となります。

その下の3目の知事・道議会議員選挙費の事業区分でいくと1ですが、これにつきましても、選挙自体は今のところ4月12日に行われる予定でございますので、これは3月末までの期日前投票などの事前事務がそこで行われますので、そこまでの費用として283万5千円を計上してございます。

次に、77ページ、真ん中の表になりますけども、2款、5項、1目の統計調査総務費の事業区分1. 各種統計調査事業になりますけど、本年度は歳入のところでもお話ししました5年毎の農林業センサスと経済センサスの年になりますので、主に下にあります指導員及び調査員の報酬で95万4千円増の118万8千円を計上しているものでございます。

次に、81ページの民生費になります。

3款、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分2. 国民健康保険特別会計繰出金では、詳細は特別会計のほうで説明いたしますけども、ルール分の3, 694万8千円と収支不足のための財源補てん分として1億1, 695万6千円を一般会計から繰り出すもので、総体で6, 298万3千円増の1億5, 390万4千円というふうになってございます。

次に、事業区分の5. 社会福祉協議会活動助成事業の社会福祉協議会活動費補助金では、主な要因としましては、人件費や事務事業費分で46万6千円、それと新会計基準への移行に伴いまして、システム導入経費で86万4千円、計135万4千円増の1, 670万4千円の計上となっております。

次のページになります。

事業区分の8. 障害者等福祉事業の委託料ですが、3行目の配食サービス事業では、消費税の増税に伴いまして1食当たりの単価750円でしたけども、これが800円に上げることにしまして、6万2千円増の81万8千円を計上しているものでございます。

その下の北見市子ども総合支援センターきらり通園療育指導訓練では、発達支援事業分の児童8名から20名、療育指導分で10名から8名、また3年ごとに委託料の金額の見直しを行っておりますので、本年度は単価も増額となっておりますが、総体的には21万7千円減の192万1千円の計上となっております。

次に、その下の扶助費の重度身体障害者交通費助成、これにつきましては、消費税値上げの影響からタクシーの初乗り料金が20円値上げされるという見込みもありますので、530円から550円で積算しております。それでも対象者が減っていることもございまして9万9千円減の146万3千円の計上となっております。

次に、下のほうの事業区分の10. 自立支援サービス事業の次のページになりますけれども、扶助費の一番上の介護給付費と訓練等給付費、これは先ほど歳入のところでも国庫支出金や道支出金のところで説明いたしましたように、制度改正によりまして、介護給付費の共同生活援助分、それが2, 032万8千円が訓練等給付費に移行したということでございまして、大きく減っております。また、この介護給付費では、重度訪問介護で新たに対象者が1名増えておりますけれども、居宅介護や生活介護、施設入所支援などで単価が減となっていることから、281万2千円減の共同生活援助の訓練等給付費への移行分2, 032万8千円とあわせまして、2, 314万円減の8, 333万6千円の計上となっております。

その下の訓練給付費では、今と反対の事象が起きますけども、共同生活援助分がここに

移行してきましたので、先ほど言いました2,032万8千円と対象者が増による128万4千円、あわせて2,161万2千円増の5,215万2千円を計上しているところでございます。

その下の扶助費になりますけども、下から3行目、障害児通所給付費では、放課後等のデイ利用が9名から2名に減ったということで68万4千円減の235万2千円の計上でございます。

次に、87ページになりますけども、3款、1項、2目の老人福祉費の事業区分2.敬老事業、これは各費目について対象者が増えたことによりまして、全体で18万3千円増の112万円を計上しております。

次に、事業区分3の訓子府福祉会支援事業では、負担金、補助及び交付金のくねっふ静寿園増改築等事業費補助金としまして、特養部分で増築面積が598.89㎡、個室10、短期の個室2、渡り廊下、食堂増改築、デイサービス部分の休憩スペース、それと介護材料室増改築、機械室ボイラー2基更新、それと介護電動ベッドなどの初度設備備品をあわせまして2億6,850万円の計上でございます。

次に、事業区分4.居宅介護支援事業の負担金、補助及び交付金、居宅介護支援事業費補助金になりますけども、主に昨年度は福祉システムの導入がございましたので、407万4千円減の782万3千円の計上になります。

次に、事業区分5.老人保護措置事業の扶助費の老人福祉施設措置費では、養護老人ホーム入所者の措置費で3施設で6人から4人に減ったことによりまして277万円減の675万6千円を計上しているものでございます。

次に、事業区分6の高齢者在宅サービス事業の委託料、移送サービス事業では、先ほど障害者のところでも説明しましたが、消費税値上げの影響からタクシーの初乗り料金20円値上げ分を見込みまして、それと利用者が減っているということがございまして24万7千円減の324万円を計上しております。

その下の配食サービスにつきましても、単価については、先ほど言いました消費税の増税分を見込みまして800円としておりますので、それと利用者の増もありまして、67万1千円増の276万1千円の計上となっております。

次に、事業区分7.介護保険特別会計繰出金につきましては、主に介護予防事業のうち交付金対象の上限を超えた分に対する費用が増えたことによりまして75万2千円増の7,638万9千円を計上しております。なお、詳細につきましては、特別会計のほうで説明されることとなります。

次のページになります。

事業区分8.介護予防支援事業では、主に昨年度委託料のところでも地域包括支援センターシステム更新391万7千円がございましたけれども、大きくはその分が減っているという分です。

次に、事業区分10.後期高齢者医療費の負担金、補助及び交付金になりますけど、北海道後期高齢者医療広域連合に負担するものでございまして、一人当たりの医療給付費が減っているということがございまして、1,316万4千円減の6,608万4千円の計上となっております。

その下の事業区分11.後期高齢者医療特別会計繰出金では、昨年度のシステム機器更



新による378万円の減と保険料軽減対象者の増などによりまして132万6千円減の2,467万6千円の繰出金として計上しております。これにつきましても詳細は後期高齢者特別会計のほうで説明いたします。

次に、3目の温泉保養センター費の事業区分1. 温泉保養センター管理運営事業の需用費の修繕料、水道料の節減のためにストップバルブ付きのシャワーヘッド、シャワーの水が出る場所を交換するという事で24カ所分、それと男女更衣室の浴室排煙オペレーター、排煙窓と言いますか、その他の小破修理で262万4千円増の332万6千円を計上しております。

次に、93ページ、2項、3目の児童福祉施設費の事業区分1になります。常設保育所運営事業の賃金では、3歳未満児の入園率が上がったことに加えまして、支援を要する支援児への加配など、児童数が増えたことに伴う臨時代替保育士分として698万1千円増の1,836万6千円を計上しております。

なお、臨時事務員につきましては、昨年度までは、4行目の代替保育士賃金に含まれておりましたけれども、本年度からは臨時事務員として分離したという部分があります。

同じく代替調理員につきましても、3行目の臨時調理員賃金に含まれておりましたけれども分離したというものです。

次に、需用費の賄材料費では、3歳未満児の増によりまして81万2千円増の603万2千円の計上となっております。

次に、委託料の子ども・子育てシステム導入業務では、子育て三法に関連する国のシステム構築に伴いまして、国との連携を図るために、保育料管理システム導入費用として500万円を計上しております。

次に、95ページ、4目の児童措置費になりますけれども、事業区分1. 児童手当支給事業の委託料になりますけれども、昨年度、児童手当事務処理システム機器更新で50万2千円がございましたので、その分が減っているという部分でございます。

その下の扶助費では、平成24年4月の児童手当法の一部改正による6段階の区分があったと思っておりますけれども、この区分の昨年6月の現況届の実績に基づいて計算したもので、231万円増の8,322万円を計上してございます。

次に、一番下のほうになりますけれども、5目の児童センター費、これも次のページにまたがりまして、次のページの真ん中の辺、事業区分2の児童センター維持管理事業の委託料のところの清掃管理業務では、日常の清掃については、指導員で行っておりますけれども、ヒノキ床とトイレの部分のみ、管理分を委託することにしまして46万3千円の計上でございます。

その下の維持管理業務では、敷地内の芝生管理6回分13万2千円を計上。

その下の庭木等管理業務では、グラウンド南側の樹木の剪定として3万5千円を計上。

児童の安全性を図るための遊戯室に2台のストーブがありますけど、それに安全ガードを取り付けるものとして21万7千円を計上しております。

次に、6目の子育て支援センター費の事業区分1. 子育て支援センター運営事業では、昨年度までセンター長の給料につきましても、報酬と報償費で分けて計上しておりましたけれども、今回、賃金に統一し、これは振替になりますけれども、賃金の期限付専門員として期末手当と通勤手当も含めて276万7千円を計上しております。なお、センター長

の給料や身分等については、昨年と変わりません。

次に、103ページ、4款、1項、1目の保健衛生総務費、事業区分3. 地域医療対策事業につきましては、昨年度は日赤の改築工事負担金として1, 223万7千円がございましたので、その分が今回はなくなったという分です。

次のページ、事業区分9、真ん中あたりになりますけれども、水道事業助成事業の負担金、補助及び交付金の水道事業会計補助金では、今まで4名の職員の人件費を補助しておりましたけれども、会計の黒字化に伴いまして、3名分の人件費を水道事業会計で持つことといたしまして、一般会計からの繰出金をその分減額したということで、1, 838万円減の2, 068万8千円の計上となります。

その下の投資及び出資金になります。既存水道管路の耐震化事業としまして、日出の南11線部分、それと道道の日出工区、さらに道道の若富工区、さらに駒里南9線の事業、説明資料の中の図面にあると思いますけれども、その事業費の4分の1を出資金として繰り出すもので771万2千円を計上しております。事業区分については、細かく水道のほうからまた説明があると思います。

次のページの2目、予防費になります。事業区分でいきますと上のほうの2. 予防接種事業の需用費の医薬材料費、これでは昨年度まで小児用肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんの3ワクチンの接種は、医薬材料費を含め委託料で計上していましたが、医療機関においてワクチン購入の見込みが立てづらいこともございまして、本年度よりワクチンは町で購入することとしたもので、医薬材料費全体で223万7千円増の402万7千円を計上しているものでございます。

このことによりまして、その下の委託料、6行目になりますけれども、子宮頸がん予防接種から小児用肺炎球菌予防接種までの3ワクチン分の医薬材料費分が減というふうになります。

次に、事業区分3. 検診・検査事業の委託料、下から3行目の子宮がん検診では、昨年度まで20歳・25歳・30歳・35歳・40歳が無料検診の該当者でございましたけれども、本年度から20歳のみに限定されたことによりまして、全体的に受診率の低下があるだろうということを見込みまして、27万7千円減の116万円を計上しております。

一番下の乳がん検診においてもそうですけれども、子宮がん同様に40、45、50、55、60歳が対象でしたけれども、本年度から40歳に限定されたことによりまして、12万7千円減の81万円を計上しております。

なお、この子宮がん検診と乳がん検診につきましては、国の「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」の中で、20歳と40歳以外の今まで未受診だった方も対象とすることになりましたので、その経費については、制度がわかりましたら6月の補正のほうで提案していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、109ページ、一番下の3目の環境衛生費の事業区分1. 葬斎場維持管理事業になりますけれども、今後4年計画で設備更新や改修を行うこととしまして、本年度は需用費の次のページにまたがりまして、上から3行目の修繕料、修繕料で葬斎場の給湯器、それとストーブ、照明、さらには火葬炉計装及びシーケンサー交換等の修繕を行うこととしまして981万円を計上してございます。

その下の委託料の維持管理業務では、長期継続契約の切り替えの年になりますので、そ

れにあわせて今回、特別清掃も含めるとのこととし60万8千円増の381万2千円の計上になっております。

その4行下になります電気・計装保守点検業務とリフトキャリア台車保守点検業務、火葬炉前化粧扉保守点検業務につきましては、本年度新たに行う業務となります。

次に、事業区分2. 墓地維持管理事業の委託料、南訓墓地支障木伐採業務でございます。昨年の雪等のやつで、枝が折れたり、倒れたりするなどありますが、その整理を兼ねまして、墓地周辺の木の枝の被害が出たところの部分、仮応急措置しておりましたけれども、今回その整理を行うということがございまして、10万8千円の計上をしております。

次に、4目の環境対策費の事業区分1. 環境保全対策事業につきましては、昨年度まで2款の総務費で計上しておりましたけれども、今回、4款、1項、4目の環境対策費として、新たな目を設けて移動したもので、内容そのものについては変更ございません。

次に、その下の事業区分2ですけれども、地球温暖化防止対策事業につきましては、これも昨年度まで新エネルギー導入促進事業という名称でございましたけれども、これにあわせて一番下の事業区分3の地熱エネルギー利用施設維持管理事業についても、7款の商工費、商工業振興費で計上しておりましたけれども、今回新しくここに移設した、移してきたというものでございます。

次に、事業区分2の地球温暖化防止対策事業の負担金、補助及び交付金の太陽光発電システム導入費補助金では、町内住宅の太陽光発電システム設置に対する補助でございます。1戸当たり28万円限度の30戸分として840万円を計上しております。

その下の再生可能エネルギー施設設置補助金では、10kw以上の発電能力を有する太陽光エネルギーを設置した場合、固定資産税の4分の1に相当する額を補助するもので8件分の46万円を計上しております。

次に、113ページの下の表になります。

4款、2項、1目の塵芥処理費の事業区分1. 塵芥処理事業の需用費、消耗品では、生ゴミ用ゴミ袋6万9,000枚、それと埋めるゴミ用ゴミ袋4万枚を購入するものとして189万6千円を計上しております。

その2行下の印刷製本費では、本年度、分別収集の手引きを新たに3千冊つくるものとして129万9千円を計上しております。

さらに、その下の委託料になりますけれども、一般廃棄物収集運搬業務のこの2つにつきましては、昨年度、長期継続契約の切り替えの年で、落札しておりますので、その額を計上してございます。

その下の可燃ごみ処理業務につきましては、北見市廃棄物処理場での燃やすごみの処理をするもので、今年は410t分の1,040万2千円を計上しております。

次、その下の資源ごみ処理業務では、これは留辺蘂のリサイクルセンター再商品化の処理を行うものでございまして、旧留辺蘂と置戸、本町の3町で経費按分しまして511万円と北見市の廃プラスチック処理センターでの処理費用、この分は33tですけれども積算しまして280万3千円をあわせて791万3千円を計上しております。

その下の生ごみ処理業務では、置戸堆肥供給センターで処理するもので215t分を見込みまして348万3千円を計上しております。

また、その下の粗大廃木材等処理業務では、旧留辺蘂町他2町の一般廃棄物広域処理場、先ほど言いました分ですけれども、廃木材の処理をするもので60t分77万8千円を計上しております。

次に、117ページの労働費になります。

117ページ、5款、1項、1目の労働諸費の事業区分、3. 勤労者福祉会館維持管理事業の需用費修繕料では、玄関ポーチの床のタイル補修と小破修繕含めまして13万9千円の計上。

その下の備品購入費では、カーテンの経年劣化が、かなり使用に耐えない状況になっていることがございまして、備品として7万5千円を計上しております。

次に、119ページからは、農林水産業費になります。

飛びまして121ページをお開き願いたいと思いますけれども、6款、1項、3目の農業振興費の事業区分でいいますと2. 農業振興事業では、負担金、補助及び交付金の一番上の農業振興連絡協議会負担金、これが昨年度実施したシストセンチュウ蔓延防止対策工事15万2千円、この分が減額となっております。本年度は、農業振興の効率化を図るために、町と農協でそれぞれ5万円ずつの負担金を計上しているものでございます。

その下の麦収穫体制確立事業費補助金、これは刈取体制再編のためのコンバイン導入における借入利息の一部助成でございまして、本年度はコンバイン新規7台、中古で11台、事業費で1億7,063万1千円の借入利息、その4分の1を補助するものとしまして20万8千円を計上しております。

その下の農業振興対策事業費補助金では、農作業事故防止や地力増進対策、また、クリーン農業推進などの補助で、全体事業費で115万円に対しまして、町・農協・生産者で負担するというものでございまして、昨年度は、地力増進対策で尿溜汚泥清掃が行われましたけれども、主にその分の事業費34万円ですけれども、それが減っておりますので、今回この補助金では19万円減の51万円で計上しております。

その下の1つ飛ばしまして、鹿電気牧柵設置事業補助金では、これは美園地区の道営中山間整備事業で整備しました鹿柵の移設費でございまして、これが250万円分増えまして400万円を計上してございます。

次に、補償、補填及び賠償金の一番下になりますけれども、異常気象対策資金利子補給、これにつきましては、昨年春耕期の降雪や低温等によりまして、農業被害に対する融資資金貸付にかかる利子補給で89戸分で175万4千円を計上しております。

次に、123ページ、6款、1項、4目の下のほうですけれども、畜産業費の事業区分1. 家畜衛生管理事業の負担金、補助及び交付金の家畜自衛防疫事業費補助金では、農場の伝染病防止や侵入防止のための普及啓発としまして、畜舎などの出入口にまく消石灰を購入して防疫の普及を図るということで、32万円増の33万円を計上しているものでございます。

次のページの一番上になります。

家畜資質改善対策事業費補助金では、これは優良品種和牛種付けに関する補助でございまして、対象頭数が20頭から5頭に減少したということで、12万円減の12万円、ちょうど半分になりますけれども、12万円を計上してございます。

次に、5目、そのすぐ下ですけれども、農業基盤整備事業費の事業区分1. 農業基盤整

備事業の負担金、補助及び交付金の北海道土地改良事業団体連合会負担金では、これは工事の伴う土地基盤整備事業に対しまして特別付加金分が加算されるというものでございまして、9万9千円増の20万3千円、今年はちょっと事業が増えるために増になるということですが。

その下の経営安定対策基盤整備緊急支援事業補助金では、土地改良事業等の受益者負担金償還中の利子助成になります。これは対象者55名の80万円を計上してございます。

その下の道営訓子府北西地区農地整備事業負担金では、これは20名の面整備と水路用地の確定測量を行うものでございまして、総事業費2億1,500万円の地元負担20%、その内、土地改良区負担の65万円を除きまして、4,235万円を計上しております。

なお、冒頭でご説明しましたが、これは国の補正予算による繰越明許分の4千万円がここに含んでいるものでございます。

その下の道営柏丘地区農地整備事業負担金では、町道南7線の用地確定測量と用地買収及び補償の事業が行われますけれども、総事業費で1億3,100万円、地元負担22.5%で、2,947万5千円を計上しているものでございます。

その下の道営訓子府高園地区農地整備事業負担金では、これは24名の調査設計と面事業の一部工事を実施するというもので、総事業費が1億2,500万円、地元負担率20%で2,500万円を計上、同じくこれについても繰越明許分の200万円を含んでございます。

その下の道営訓子府西31号線地区農地整備事業負担金では、調査設計のみで総事業費1,500万円、地元負担率22.5%で、337万5千円を計上しているものでございます。

その下の道営訓子府川南地区農地整備事業負担金では、本年度は新規で事業採択に向けた計画樹立のための調査設計ということになりますので、総事業費で1,500万円、地元負担、これは50%になります。750万円を計上してございます。

その下の道営山林川地区水利施設整備事業負担金、この事業も本年度から新規で事業採択に向けた計画樹立の調査設計を行うものでございまして、総事業費500万円、地元負担、先ほどと同じ50%で250万円の計上ということですが。

次に、事業区分4の下水道事業特別会計繰出金になります。農業集落排水処理場の受変電設備の更新によりまして、254万6千円増の9,134万7千円を計上。

なお、この詳細につきましても、下水道事業特別会計でのほうで説明いたします。

次に、集落営農活動支援事業の負担金、補助及び交付金の農地・水保全管理支払事業負担金では、現在採択となっております6地区の事業費1,766万円の町の負担率が25%で、441万5千円を計上しております。

次に、127ページ、下のほうになります。

6款、1項、7目の牧場費、事業区分2の牧場管理運営事業の次のページにまたがりまされども、一番上の賃金では、これは牧場技能員の退職に伴いまして、95万7千円の減で945万3千円の計上でございます。

その下の臨時作業員賃金につきましては、牧場技能員が入牧の事前準備に不足するということがございまして、1名分の臨時作業員、25日分を見込み26万2千円増の81万9千円を計上してございます。

その下の需用費の消耗品費では、主に肥料の値上がりによりまして113万1千円の増。それと本年度に新たな取り組みとしまして、牧草の生育を促すための入牧牛飲用堆肥化液剤、牛に飲ませて牧草の生育をよくするという薬というか、液剤ですけれども、それで56万2千円増で727万3千円を計上しております。

その下の車両修繕料では、作業機械及び巡回車の老朽化及び通勤車の車検というのがありますので、それで43万円を計上しております。

その下の使用料及び賃借料では、横断管の修理、道路側溝の掘削、支柱うち等のためのバックホーの借り上げで18万8千円を計上しております。

その下の原材料費では、牧柵1,700m、これの取り換え用資材や道路補修用砂利などで154万3千円を計上しております。

次に、事業区分3. 牧場草地整備事業の道営草地整備事業負担金では、牧場の湧水処理を行うもので事業費900万円、負担率25%で255万円を計上しております。

次に、131ページの下の表になります。

6款、2項、2目の林業振興費、事業区分1の有害鳥獣駆除事業の一番下の負担金、補助及び交付金になります。これは次のページにまたがりまして、次のページの上から2行目の訓子府町鳥獣害防止対策協議会負担金になりますけれども、エゾシカ捕獲に対します助成として、200頭、単価2千円で40万円の計上、それと貸出用くくりわな購入費20個、単価1万6千円で32万円の計上、これは協議会にまっすぐ入ります道補助2分の1がございまして、それらを差し引いて16万円、猟銃やわな免許の関係で25万1千円、あと個人で購入する箱わなが5名で1人上限3万円ですので15万円、これら合計で96万1千円を計上しているものでございます。

次に、事業区分2. 民有林振興事業の負担金、補助及び交付金の民有林振興事業費補助金では、未来につなぐ森づくり推進事業としまして、民有林の造林に対して市町村が一部を補助した場合、道の補助も出るんですよという補助ですけれども、補助率26%の内、道が16%、町が10%という内容の率でございまして、ここでは、新生紀森林組合に交付することになりますので、造林面積22.77ha、事業費にしますと2,043万2千円、補助率で先ほど言いました26%の531万3千円、それと除間伐は、町の単独補助で50ha分、単価8,000円、ha当たりの単価ですけれども、8千円の40万円、それと北見広域森林組合に交付するものとしまして、造林面積2.67haで事業費63万2千円、これは補助率26%で16万4千円、これら合計で587万7千円の計上というふうになります。

次に、事業区分3の林業振興一般事業の委託料になりますけれども、森林所有者情報整備業務では、町内の森林所有者の敷地や施業を管理するため、通常GISと呼ばれている地理空間情報システムを活用するもので、188万円を計上しております。同じく、その下の備品購入費では、そのシステムの情報受信機1台とパソコン1台を購入するものとして、172万8千円を計上しているものでございます。

○議長（橋本憲治君） それでは、昼食のために休憩をいたしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後1時からご参集願います。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

会議を再開いたします。

引き続き、26年度一般会計、商工費から引き続き説明をお願いしたいと思います。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、135ページの商工費になります。

7款、1項、2目の商工業振興費の事業区分1、右側になりますけど、産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金の産業観光振興協議会活動費負担金では、観光パンフやポスターなど、本町のPRなどに広く活用するとともに、本年度から2年間で「訓子府町四季観光写真コンテスト」を実施することといたしまして、本年度は、新聞社との共催によりまして、広告宣伝やポスター作製などの経費として、154万1千円増の1,154万1千円を計上しているというものでございます。

次に、その下の事業区分2、商工業振興対策一般事業の負担金、補助及び交付金の下から3行目になります。住環境リフォーム促進事業補助金では、個人の住宅のリフォームに関する支援施策でありまして、20万円以上の工事に対しまして補助率20%、限度額20万円で、商工会の需要見込みでは47件を見込みまして、550万円を計上しているものでございます。

その下の訓子府町店舗出店等支援事業補助金では、本年度から新規施策としまして、地域経済の活性化や地域振興を図るため、店舗の新築や空き店舗活用等の支援を行うという事業でございまして、補助率3分の2、限度額300万円としまして1件分を計上してございます。

また、その下の訓子府町店舗改修事業補助金では、これについても本年度からの新規施策でございまして、既存店舗のリフォームに対しまして支援するもので、20万円以上の工事に対しまして、補助率2分の1で、限度額50万円として、8件分で400万円を見込んでございます。

次に、137ページ、ここから土木費になります。

下の表の8款、2項、1目の車両運行管理費の事業区分2、車両運行管理事業では、需用費の車両消耗品になりますけど、管理車両が土木車両で12台、それと衛生車両、塵芥車と軽トラック含みますけども3台、それと一般車両10台、各課所有の車両が18台、全部で43台を所有してございますけども、特にタイヤの購入により、車両消耗品の増減が大きく変わるということになります。本年度は、土木車両で夏タイヤ4台、衛生車両で冬用3台、一般車両で冬用5台、各課車両で冬用5台、夏用2台、全車両の夏冬タイヤをあわせまして19台分の248万6千円を占めることになりますけども、車両消耗品総額では110万円増の470万円の計上。

その下の燃料費につきましては、冒頭でもご説明しましたように、消費税増税の分とガソリンの値上げなど含めまして、大体13%程度の値上がりになったことから759万円を計上しているものでございます。

その下の車両修繕料では、車両消耗品と同様に、車検により毎年増減することになりま

すので、本年度は、土木車両で4台、衛生車両で2台、一般車両で7台、各課所有車両14台、計27台で約260万円を占めることとなりますので、車両修繕料全体では110万6千円増の577万6千円を計上しております。

その下の車検に付随する役務費や公課費の増減についても同様の理由となります。

次に、事業区分3. 除雪車両運行管理事業の需用費の車両消耗品では、今お話ししました車両消耗品と同様で、除雪車両2台分のタイヤとして302万8千円を含んでおりますので、273万5千円増の579万5千円を計上しております。

次のページの下表になりますけれども、8款、3項、2目の道路維持費の事業区分1. 町道維持管理事業につきましては、昨年度まで事業区分の町道補修事業1, 650万円、それと町道維持管理事業の3, 945万2千円を分けて計上しておりましたけれども、本年度から町道維持管理事業5, 376万9千円に統合したというものでございます。

そして、この町道維持管理事業の主なものにつきましては、修繕料では町道南11線、それと西17号、西33号の舗装の補修、区画線については、昨年同様、中央の線で2,100m、外側線で5,000m、ドット線で100mを計画してございます。町道の側溝整備では、豊住線の240m、それと西34号の120mなどで、修繕料全体で1,355万8千円を計上しております。季節労働者等雇用対策事業として実施するものでございます。

その下の委託料の道路側溝清掃業務では、本年度は市街地の東地区側で集水桝800個、それと横断管など400m、あと実践会の横断管で200mの清掃、263万2千円。

さらに、その清掃で発生する産業廃棄物80tの処理費用として224万7千円をあわせまして487万9千円の計上となっております。

次に、事業区分3. 町道舗装修繕事業につきましては、工事請負費となる修繕事業を別の事業区分として分けたもので、2路線ともに路上再生工法、南12線と相内線ですけれども、路上の再生工法で実施するもので、南12線では1,320m、7,000万円、相内線では577m、3,400万円を計上しております。なお、この相内線につきましては、本年度で終了するということとなります。

次に、3目の道路新設改良費の事業区分、次のページの一番上になりますけれども、2の旧訓子府駅周辺整備事業では、工事請負費で面的整備を中心に今年を行いますので、面積的には2.9haの銀河公園の造成工事としまして3千万円を計上、なお、この事業につきましても、繰越明許費として3千万円全額、繰越明許で計上させていただきます。

次に、事業区分3の末広団地東1丁目線等道路整備事業につきましては、工事請負費で道路改良舗装が171m、幅員4m、事業費で1,900万円、それと補償、補填及び賠償金で水道管移設補償としまして、324万円を計上しております。この事業につきましては、単年度で終了ということとなります。

次に、事業区分4. 若葉町北3条線道路整備事業では、工事請負費では道路改良舗装延長が65m、幅員4.5m、事業費で1,298万円を計上、この事業についても単年度で終了となります。

次に、4目、橋梁維持費につきましては、昨年度は、委託料で橋梁長寿命化計画策定で606万円がございましたので、その分が減となっております。

次に、下の表の8款、4項、1目の河川総務費となります。事業区分1の河川維持管理



事業の使用料及び賃借料では、機械借り上げで昨年大雨災害の対応で未実施となっており  
ました箇所がございますので、実践会要望の普通河川の土砂あげ分などとしまして74万  
8千円増の363万6千円を計上しております。

次のページの上の表になりますけれども、事業区分2. 河川改修整備事業では、現  
在、日出の水上川の流末が北見土地改良区の用水路に接続しているということがございま  
して、近年の大雨で土砂流出量が多いということがございますので、その土砂の流出を減  
らすために、工事請負費で土砂溜1カ所を設置することとしまして500万円を計上して  
ございます。

次に、下の表、8款、5項、1目、公園費の事業区分で1. レクリエーション公園維持  
管理事業、需用費の修繕料では、主に身障者トイレ自動ドア修繕で64万8千円、それと  
園内のインターロッキングの修繕延長60m、幅員2mの60万5千円、それらを含めま  
して145万3千円を計上してございます。

一番下の原材料費では、芝桜の補植用の苗9,500鉢を考えておりますけれども104  
万3千円、前段の修繕料でご説明したインターロッキングの120㎡分45万5千円、原  
材料費合計で149万8千円の計上でございます。

次のページにまたがりましてけれども、備品購入費については、バッテリーカー、これは  
導入してから20年以上が経過していることから、今あります4台を計画的に更新してい  
くということとし、本年度は1台分の80万7千円を計上してございます。

次に、その下の事業区分2の各公園等維持管理事業での需用費の修繕料になりますけ  
ども、これも主なものとしましては、中央公園噴水の再稼働に向けまして、水抜栓の修  
繕、これで19万3千円、それとポケットパークのトイレの自動ドアの稼働方式の変更修  
繕といえますか、それが54万円などで、修繕料で79万3千円を計上してございます。

次に、下の表になります。

8款、6項、1目の住宅管理費の事業区分1. 町営住宅維持管理事業の需用費の修繕料  
になります。これは末広団地の屋根塗装2棟7戸87万7千円、それと退去時の修繕  
で、昨年と同額の185万円、ストーブの分解修繕17台分ですけれども44万1千  
円、合計316万8千円を計上。

次のページになりますけれども、委託料の2行目の町営住宅敷地内草刈業務では、例  
年、退去時修繕などで時間を要していることもございまして、草刈り業務の一部を委託す  
るものとして44万円を計上してございます。

その下の町営住宅敷地内支障木伐採業務では、団地内の樹木が巨木化したということで  
住宅に日差しが入らないという理由がございまして、幸栄団地内公園のニレ4本、末広団  
地内のキハダ1本を伐採することとしまして29万9千円を計上しております。

その下の町営住宅敷地内樹木管理業務では、穂波団地内のアカマツの枝が電線に触れて  
いるということがございまして、枝払いを行うものとして9万8千円を計上しております。

その下の工事請負費の町営住宅周辺整備工事では、幸栄団地内の老朽化した物置68基  
ございますけれども、これを計画的に更新するものとしまして、本年度は16基分の450  
万円を計上しております。それと日出団地の住宅の前の道路が凍上等で段差や亀裂が入っ  
ているということから、それを補修するものとして550万円、合計1千万円を計上して  
ございます。

次に、2目の住宅建設費の事業区分1. 公営住宅建設事業の工事請負費、末広団地公営住宅解体工事では、これは昭和37年と40年の3棟12戸の取り壊し費用として880万円を計上しているものでございます。

その下になります。末広団地公営住宅建設工事では、1棟3戸で5,670万円の計上、前段の取り壊しを含めた事業費で6,550万円になりますけれども、その内6,125万円分は繰越明許費として、また後で説明させていただきたいと思います。

次に、151ページ、ここからは、消防費になります。

9款、1項、1目の消防組合費の事業区分でいきますと1. 北見地区消防組合負担金ということで、前年対比259万9千円の増となっておりますけれども、この主な要因につきましては、201ページ以降にその内訳がありますので、そこで説明していきます。とりあえず、この表にある部分だけ先に説明させていただきます。

一番下の3目の災害対策費ですけれども、事業区分1. 防災対策事業の需用費の消耗品費では、訓子府町緊急物資備蓄ガイドラインに基づきまして、災害用備品、災害用アルファ米、被災者用防寒着、それと投光器、ヘルメットなどで77万7千円となっております。それと災害時用の職員の統一作業着95着と防災キャップ95個、140万6千円など、あわせまして234万7千円を計上しております。

その下の委託料では、防災等情報メール配信システム導入業務となっておりますけれども、これは国の防災対策の中で「大規模災害等への対応体制強化」として、平成26年度までに全国瞬時警報システムの自動起動機を整備しなさいということがされておりますので、それに基づきまして、本町では、メール配信システムの選択ということがございまして、それを導入することで、97万2千円を計上してございます。

その下の備品購入費の施設用備品では、災害用備蓄品としまして発電機3台、避難所のストーブ3台、蓄電池3台、あわせて122万9千円、それと防災情報共有システムのパソコン1台、これは更新することになりますけれども14万7千円、あわせて137万6千円を計上しております。

次に、それでは、消防組合費の詳細を説明いたしますので201ページ、なお、消防組合費の事項別明細の事業区分につきましては、先にもお知らせしておりますけれども、消防組合の予算項目の名称に沿っておりますので、従来通り〇〇費や〇〇経費となっておりますけれども、これについては、消防費のみご理解をいただきたいと思います。

それでは、3目の訓子府消防支署費の事業区分1. 職員給与費では、職員の昇給で給料、職員手当、共済費で86万7千円増の1億244万6千円となっております。

次に、事業区分2. 消防行政一般経費では、下のほうの負担金、補助及び交付金の負担金というところがございまして、これは酸素欠乏危険作業主任者技術講習会、これに2名、それと硫化水素危険作業主任者技能講習会に2名、それと小型重機運転業務特別講習会に2名、それと刈払い機取扱作業安全衛生教育講習で4名の負担金として11万9千円増の15万6千円の計上となっております。

次のページの事業区分6になります。消防業務費の備品購入費では、トランシーバー5台で15万3千円、それと小型発電機1台で7万4千円の合計22万7千円を計上しております。

次に、205ページ、3目になりますけれども、今度は訓子府消防団費です。事業区分1.

消防行政一般経費の負担金、補助及び交付金では、本年度は訓子府消防100年記念事業交付金として139万9千円を見込んでおります。主に、その経費分が増になってございます。

主な行事としましては、記念式典、祝賀会、記念誌の発行、消防ランドというイベントですけれども開催、それと津野町消防団演習への参加などを予定しているものでございます。

次に、事業区分3. 消防業務費の需用費、消耗品費では、昨年度までの古い型の防火衣の更新を取りやめまして、団員に新型防火衣70着を2年計画で更新というか、揃えていくということで、本年度分は35着分を整備するもので、消耗品費では、防火衣関係で137万6千円増の172万8千円を計上しているものでございます。

次に、事業区分5. 消防団員活動費の旅費になりますけれども、大きくは昨年度のポンプ操法大会出勤分でございますして、109万2千円の減、それと幹部会議36万8千円は100年記念事業費で計上、さらに、出勤率の見直しなどで、旅費全体で196万7千円減の679万9千円を計上しているものでございます。

次に、事業区分6の消防団活性化推進事業費、これも需用費の消耗品になりますけれども、昨年度のポンプ操法大会用品の25万円分を主なものとしまして、27万1千円減の63万5千円を計上、さらに昨年度は、ポンプ操法大会用のホースや管そうなどの備品も51万2千円が減となっているという、これは補正予算の中でも説明させていただいたものでございます。

次に、207ページの2段目の表になります。

3款、3項、3目の訓子府消防施設費の事業区分1. 車両維持経費の需用費になりますけれども、修繕料では、これは車両の車検及び1号車のはしご昇降装置改修などで34万1千円増の118万5千円の計上となっています。

次に、その下の事業区分2. 消防施設維持管理経費の委託料の指令システム改修業務委託料ですけれども、これにつきましては、今、搭載しておりますナビゲーションみたいなやつですけれども、今回、高速道路の開通によりまして、指令システムの地図を変更しなければならないということで、全車の地図変更に伴いまして、114万9千円を計上しております。

次に、3段目の表になりますけれども、4款、1項、2目の利子の事業区分1. 消防組合債償還利子では、消防無線のデジタル化に伴う借入金でして、これも補正予算の中で若干説明しておりますけれども、昨年借入分の財政投融资資金で4,940万円、これは利率3%、それと地方公共団体金融機構資金で5,070万円、これは利率3%、これから起債を起すことになりますけれども、5月になると思いますけれども、地方公共団体金融機構資金で1,460万円、これも利率3%、この3本になるわけですが、昨年借入した2本については、利率が3%から0.4%に減ったということがありまして、その分が利息として補正でもご説明しましたが減額となっているという部分でございます。それで216万4千円減の83万1千円を計上してございます。

なお、この残りの1本、これから借入する分については、まだ借り入れが行われていないことから、予算上は3%のままですけれども、借入時に利率の変更があった場合は、後で補正の対応になるということでございます。

それでは、次に、153ページに戻っていただきまして、ここからは、教育費になりま

す。

教育費の155ページをお開き願いたいと思いますけども、10款、1項、2目の事務局費の事業区分4. 学校教育等一般事業の負担金、補助及び交付金の第9地区教科用図書採択教育委員会協議会負担金では、小学校が平成27年、中学校が平成28年に教科書が改訂されますので、第9地区の協議会を立ち上げ、そのための負担金として、5万1千円を計上しているものでございます。

その5行下の北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金では、主に修学旅行の支援対策を新しく盛り込んだということで108万円増の927万8千円を計上してございます。

その下の訓子府小学校開校100周年記念事業協賛会助成金では、記念式典、それと祝賀会、記念誌発行等の事業に対する助成で100万円を計上してございます。

その下の第65回北海道中学校軟式野球大会補助金では、本町と北見市を会場に開催されることになっておりますので、それに伴う補助金として10万円を計上しております。

その下の北海道北見工業高等学校創立50周年記念事業協賛金では、昨年の柏陽高校と同様に10万円を計上してございます。

次に、157ページの下表になりますけども、10款、2項、1目の学校管理費の事業区分1. 臨時講師配置事業では、賃金で特別教育対象の児童が小学校から中学校に入学するという事で、支援員1名197万7千円減の824万8千円の計上、これにより、訓小では臨時講師が2名、支援員1名、居武士では臨時講師兼支援員が1名の配置という状況になっております。

次に、一番下の事業区分2. 学校保健・安全対策事業の、これは次のページにまたがりますけれども、需用費の修繕料では、執行方針の中にもございましたけれども、フッ化物洗口の洗浄用シンクを設置することとして25万1千円を計上してございます。

次に、事業区分3. 学校維持管理事業の委託料の校舎等特別清掃では、主に本年度は訓小の2階を中心として、体育館・食堂など、居武士では2階と食堂などの特別清掃を行うものとしまして、昨年度に比べて清掃面積が増えることもありまして69万1千円増の230万9千円の計上となっております。

その下のグラウンド整備業務では、5年に一回程度グラウンドの表層処理を行うもので、訓小で面積でいきますと1万4,845㎡、居武士で9,929㎡、これを表層処理をするということで、121万7千円を計上しております。

その下のほうになりますけれども、工事請負費では、訓子府小学校屋根改修工事で、低学年棟屋根の雨漏り防止のためのシート防水工事を行うものとして2,084万4千円を計上しております。

次に、161ページの上のほうになりますけども、事業区分4. 学校一般管理事業の賃金では、小学校の準職員扱いの臨時職員が異動になることから、新たに臨時職員を採用するものとして、157万3千円の賃金を計上しております。

次に、2目の教育振興費の事業区分1. 教育振興事業の備品購入費では、スクールバンドの楽器としまして、ホルネット、アルトホルン、ユーフォニアム、各1台75万円です。

その下の特別教科用教材では、体育用の跳び箱とそのシート、それと特別支援学級用の教材として、ボールプール、知能検査コンプリートセットなどで57万3千円の計上でございます。

その下の負担金、補助及び交付金の教育振興事業交付金では、演劇鑑賞と音楽鑑賞を毎年中学校と交互に実施しておりますけれども、本年度は小学校が音楽鑑賞となるため15万円減の105万円の計上となります。

次に、一番下の段になりますけれども、事業区分3の就学援助・奨励事業、これ次のページになりますけれども、扶助費の要保護・準要保護児童就学援助費では、要保護3名、準要保護41名、本年度は給食費の値上げもございまして、32万2千円増の351万6千円を計上しております。

その下の特別支援学校交通費助成では、これは道立特別支援学校の寄宿舎に入っている子どもたちの帰省費として、タクシー利用経費で、帯広盲学校で2名、それと新たに北見の支援学校に通学する児童1名分の通学費をあわせて70万3千円を計上しております。

次に、下の表になります。

10款、3項の中学校費、1目、学校管理費です。臨時講師配置事業の賃金では、特別支援学級の生徒が増えることから、特別学級支援員1名を増員するもので、197万7千円増の412万4千円を計上、これにより、中学校では臨時講師1名、特別支援員1名の体制というかたちになります。

次に、事業区分3の学校維持管理事業の下のほうになりますけれども、委託料、これまた次のページにまたがりまして、次のページの上の方の校舎等特別清掃業務、本年度はトイレ関係の清掃、2階の清掃とワックスなどで60万円減の102万4千円の計上でございます。

その下のグラウンド整備業務では、これは小学校のところでもお話しましたように、5年に一度程度グラウンドの表層処理ということで、面積で1万9,445㎡で89万7千円を計上しております。

その下の使用料及び賃借料では、昨年はグラウンドの排水処理の重機借り上げ44万1千円を見ておりましたけれども、今回はその分がないので、大きく減っているというかたちになろうかと思えます。

次に、その下の事業区分4、学校一般管理事業の備品購入費では、パソコン教室のイスの更新で32脚で79万円、それと一般工具の4万円、あわせまして83万円を計上しております。

次に、2目、教育振興費の事業区分の1、教育振興事業の備品購入費では、吹奏楽用楽器として、ユーフォニアム1台、シンバル1台で49万1千円。

それと特別教科用教材では、琴セット2台とスタンド1台、それと技術科のベルトディスクサンダーを4台、それと柔道用畳16枚などで118万円でございます。部活動用品では、サッカーゴール1台として36万円を計上しております。

次のページの上のほうになりますけれども、事業区分2の就学援助・奨励事業の扶助費の特別支援教育就学奨励費では、特別支援学級在籍者が7名から11名に増えるということと給食費の値上げによりまして、11万4千円増の121万7千円を計上しております。

その下の要保護・準要保護生徒就学援助費では、これは要保護1名、準要保護22名分で26万4千5百円を計上しております。

その下の特別支援学校交通費助成では、これは先ほどの小学校と同じで、帰省の助成ですけれども、旭川ろう学校1世帯2名分で33万2千円を計上しております。

次に、下の表になります。

10款、4項、1目、幼稚園費の事業区分1. 幼稚園運営事業の賃金では、期限付専門職員として、先ほど支援センターでもちょっとお話ししましたが、幼稚園園長の給料支出科目を報酬と報償費から賃金に統一したということによりまして、276万7千円を計上。これについても待遇等は今までと地位も変わらないということで、ご理解いただきたいと思います。

それと保育指導員では、預かり保育の5歳児を1クラスにするということによりまして205万9千円減の785万7千円を計上しております。

それと保育補助員では、支援を要する児童が1人増えるということによりまして、支援員1名分の137万3千円増の676万7千円を計上ということです。

次のページの中ほどになりますけれども、備品購入費、これは洗濯機1台分10万円を計上しております。

次に、一番下になります。

2目のこども園費の事業区分1. こども園建設事業の委託料ですけれども、これはこども園建設にあたりまして企画設計の提案をしてもらう、いわゆるプロポーザル方式ということですが、参加提案者の技術提案料として、54万円を計上してございます。

次に、171ページの下表になります。

10款、5項、1目の社会教育総務費の事業区分3. 青少年教育推進事業の賃金、生涯学習アドバイザーでは、昨年度まで、学校支援地域本部アドバイザーという名称でございましたが、学校教育支援をメインとしておりましたが、本年度から、教育相談の充実や放課後児童、若がり学級などの事業も取り入れますので、週4時間を増やすこととしまして、74万9千円増の178万7千円を計上しております。

その下の報償費では、昨年度まで、講師謝礼をその下のボランティア謝礼含めて1本で計上しておりましたが、今回、分けさせてもらいまして、講師謝礼とボランティア謝礼に分けて計上したもので、講師謝礼では、竹の子とみつばち両クラブ合同の演劇鑑賞や体験活動を行うことと、それと新しく子供会リーダー研修として1週間程度の通学合宿事業を新規に取り入れるなどすることで8万2千円増の29万2千円となっております。

一方、ボランティア謝礼では、みつばちクラブの介助ボランティア謝礼になりますけれども、本年度から長期休業中の利用時間延長も行いますので、4万2千円増の29万2千円を計上しております。

その下の需用費、次のページの一番上になりますけれども、賄材料費では、本年度新たに行う、これは通学合宿にかかる朝晩の食事料というふうに思っていたらと思います。18万円の計上でございます。

その下の負担金、補助及び交付金の3行目、産業後継者教育推進協議会交付金では、昨年度、訓子府町のまちづくりを考える異業種の若者たちが自主的に立ち上げました組織がありますけれども「I倶楽部」というのがありますけれども、これの道内研修にも支援するという事も含めまして、20万円増の120万円を計上しております。

次に、事業区分4. 成人教育推進事業の報償費では、本年度から新規事業として地域の生活課題等の解決、それと学習を進めるために「くんねっぷ巡回講座」と町民共通の課題や地域課題の解決に向けて町民が主体的に考える場としての「くんねっぷ未来づくり大会」

の講師謝礼として36万円増の88万5千円を計上しております。

次に、事業区分5. 高齢者教育推進事業の旅費につきましては、本年度は2年に1度の修学旅行の年になります。学級生の高齢化が進んでいることもありまして、安全面を考慮して2年前、予算なかったんですけども、急ぎよ行くような状況になるということがありまして、今年はぜひというのがありまして、確かにみんな高齢化しておりますので、何かあるかわからんということもありまして、1名分の引率者として、15万4千円増の18万3千円を計上しております。

次に、事業区分6の芸術・文化振興事業の報償費ですけども、この講師謝礼では、主にくねっぶ歴史館開館10周年記念事業の一環として、講座及び講演の講師謝礼として30万円増の33万4千円を計上しております。

その下の各種芸術・文化事業報償金では、音楽の広場の40回を記念しまして、特別出演を依頼することを計画しておりますけども、11万円増の22万5千円を計上。

次のページの負担金、補助及び交付金の一番下になりますけども、町民芸術劇場実行委員会交付金では、町民芸術劇場は、町民に芸術の鑑賞の機会を設けるため隔年実施してきておりますけども、その隔年度の本年度になりますので、40万円の計上をしているところでございます。

次に、177ページ、右側の事業区分9. 社会教育一般事業の社会教育中期計画策定委員謝礼では、策定委員15人で6回分の謝礼としまして18万円を計上しております。

その上の講師謝礼では、この計画のアドバイザーとして、大学の教授に依頼することとしまして、8万円を計上しております。

次に、2目の公民館費、事業区分1. 公民館維持管理事業の委託料、一番下になりますけども、舞台吊物等点検業務では、これは利用者の安全を確保するために照明器具の保守点検、これは概ね5年毎にやっております、<sup>どんちょう</sup>緞帳の巻き取り機につきましては、10年ごとに実施しているというもので、本年度142万3千円を計上しております。

次のページの上から3行目になりますけども、備品購入費の施設用備品ですけども、これはブルーレイレコーダー1台、それとワイヤレスマイク2本、カラオケの電子目次で19万3千円を計上してございます。

次に、3目の図書館費、事業区分1. 図書館業務コンピュータ及び北見地域ネットワーク事業の委託料ですけれども、昨年度で北見地域横断検索システムが終了するということから、これによりまして保守契約の変更に伴い21万2千円、また、保守対象機器の変更による再契約として10万8千円をあわせて32万円の計上としてございます。

その下の使用料及び賃借料では、コンピュータ機器がリース終了によりまして無償となったということがございまして、蔵書検索システムのみので借り上げ料として32万4千円を計上しております。

次に、事業区分2になりますけども、図書館活動事業の賃金、これは人件費対象の準職員扱いの臨時職員がございましたが、その方の退職によりまして、新たな短期事務補助員賃金として153万4千円増の408万5千円を計上しております。

その下の報償費講師謝礼では、開館30周年記念事業としまして、直木賞作家の記念講演を計画しておりますので、その講師の謝礼として53万円増の68万円を計上しております。

次に、181ページ、上の表になります。

事業区分4. 図書館整備事業ですけれども、図書館の建設に向けて振興計画に基づく利用を図るために、北海道電力の用地634.78㎡を求めることとしまして、公有財産購入費で180万円の計上。また、その上の工事請負費については、購入する土地に建物が建っておりますので、これの取り壊し費用としまして237万6千円を計上しているものでございます。

次に、10款、6項、1目の保健体育総務費、次のページにまたがりまして、事業区分でいけば2. 社会体育活動推進事業の報償費、講師謝礼では、新規愛好者を増やすため中高年を対象にゲートボール教室、パークゴルフ教室、ソフトテニス教室を開催することとしまして、6万4千円増の69万2千円を計上しております。

その下の委託料、各種教室・事業講師派遣では、従来 of 事業に加え、新たに高齢者のためのスポーツセミナー講師派遣や中・高生のための正しいトレーニングの仕方を学ぶトレーニング講習会を計画しておりますので、33万4千円を計上してございます。

その下の負担金、補助及び交付金の3行目になりますけれども、網走管内スポーツ少年団水泳大会が本町当番で開催されることがございまして、その補助金として5万円の計上でございます。

その4行下の大会派遣費では、本町の野球チームの商工クラブが昨年9月に開催されました第20回記念全日本選抜早起き野球大会北海道予選会で3位になったということがございまして、本年度、前橋で行われます全国大会へ出場するための派遣費として20万円増の39万円を計上しているものでございます。

次に、その下の体育施設費の事業区分1. スポーツセンター維持管理事業の賃金ですけれども、受付事務員賃金を予定しておりましたけれども、昨年度、職員の配置がございましたので、その分が不要になったことから、70万5千円減の270万3千円を計上しております。

その下の需用費の修繕料ですけれども、主に電気暖房の放熱部分の部品の更新、それと玄関灯の更新、隔年実施のアリーナのウレタン塗装などで114万5千円の計上となっております。

次のページ、備品購入費です。施設用備品ですけれども、今回は、ランニングマシン1台、それとポータブルワイヤレスアンプ1台、これで85万4千円を計上しております。

次に、事業区分2の温水プール維持管理事業の需用費の修繕料で、これは主に濾過ポンプ取り換えで129万6千円、それと機械室のデジタル温度計8台ありますけれども89万7千円、それと屋上屋根防水修繕、55㎡で65万6千円、それと採暖室ベンチ取り換えが31万9千円、これなどあわせまして358万3千円の計上となっております。

その下の委託料の一番下になりますけれども、プール天井裏調査業務では、天井の崩落防止確認を概ね3年ごとに実施しておりますけれども、今年がその年になりますので、26万円を計上させていただいております。

次に、事業区分3. 屋内ゲートボール場維持管理事業では、次のページの一番上になりますけれども、修繕料のところ です。これも概ね3年に一度、競技コートの整正を行うものとして、32万4千円増の35万4千円を計上しております。

次に、その下の事業区分4の屋外運動施設維持管理事業の一番下のほうになりますけれども



ども、使用料及び賃借料の中で、主に野球場、ソフトボール場、パークゴルフ場、中学校南側、裏側になりますけれども、河川敷の目土と融雪剤散布の機械借上料としまして56万1千円増の90万8千円を計上しております。

次のページ、上のほうになりますけれども、事業区分5. スポーツセンター耐震補強事業の委託料、これにつきましては、この施設は昭和56年以前の建築物に対して耐震診断の必要があるということから、このスポーツセンターは昭和53年建築ですので、さらに大断面を有しているということもございまして、スポーツセンターの耐震診断調査を実施するというもので、501万2千円を計上しております。

次に、3目の給食センター費の事業区分2. 給食調理事業の需用費、これは賄材料費ですけれども2, 769万7千円、この中に本年度から毎年11月1日、防災の日に防災カレーを出すこととし、本年度に限り、幼稚園・小学校・中学校490食の2回分、今年だけ2回分です。あとは備蓄したものが出てきますので、今回、今買って11月に消化するという、そのあとまた買うという意味で、小中学校490食の2回分で、備蓄用防災カレーとして賄材料費に含んで計上しています。来年度以降は1回分ということになります。

事業区分3. 給食センター維持管理事業の次のページ、中段くらいになりましょうか、備品購入費の厨房備品、これは全自動洗米機1台、包丁まな板殺菌庫1台、ごはん保温庫2台、捕虫器1台、合計で116万7千円を計上しております。

次に、193ページの11款の公債費になります。

事業区分1の長期債元金償還ですけれども、昨年度は12事業に対する借入3本分の起債が終了した。元金1, 148万円減で5億3, 841万5千円の計上となります。

その下の事業区分1の長期債利子償還では、これは元金に付随する利子でございまして、766万9千円の減の5, 785万7千円の計上となっております。

次に、197ページ、13款、給与費になります。

ここでは、特別職3人と一般職88人、新規採用4人と今回事務職員からの採用3人含みますけれども、その他の1人分は水道会計計上となります。人件費を計上しております。前年度と比べまして一般職で1名の減、給与費全体で1, 946万2千円減となりまして7億7, 012万7千円の計上となっております。

また、この給与費には、選挙費の職員手当、議員や各種委員の報酬等が入っておりませんので、人件費総体につきましては、218から222ページの給与費明細書を添付してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

なお、この明細書は、地方自治法に基づく書式でありまして、報酬、給料、手当、共済費などのほか、手当の種類ごとに前年との比較ができるように調整しているものでございまして、改めて後で見いただければと思います。

続きまして、211ページ、これまでにご決定をいただいた債務負担行為に本年度分を加えた調書でございまして、216ページの計の欄にありますように、本年度以降の支出予定額は、1億7, 485万2千円となっているものでございます。そのうち一般財源としては、1億4, 545万8千円が必要となっている。そういうような表であります。

なお、本年度分の支出予定額4, 319万9千円の詳細につきましては、説明資料の26ページ以降に一覧でまとめておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

続きまして、217ページ、この表は地方債の年度末現在高に関する調書でございまし

て、合計欄の右側にございますように平成26年度末の現在高見込み額は、46億6,591万3千円となっております。

以上、一般会計の総額を41億5,470万円とします平成26年度の一般会計予算案について、ご説明いたしました。

時間の関係もございまして、ちょっと長くはなりましたが、詳細の説明はできませんでしたが、厳しい財政状況の中ではありますけれども、結果的に「町民にやさしいまちづくり」を着実に実行するための施策に重点的に予算付けするなど「まちづくりと財政健全化を両立させ、行財政の均衡を図る」ことに重点を置き予算編成にあたりました。

なお、説明不足の点につきましては、お詫びを申し上げ、後は特別委員会等の質疑の中で補足説明とさせていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ここで、午後2時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議案第8号 平成26年度訓子府町国民健康保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） それでは、各会計予算書の223ページをお開き願います。

議案第8号 平成26年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めて、ご説明させていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開きいただきたいと思います。

その上段に、国民健康保険会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について、記載しております。

まず、歳入でありますけれども、国保税につきましては、現行税率により計上しております。

国庫支出金及び療養給付費等交付金につきましては、保険給付費を基礎として積算した額を計上しております。

道支出金につきましては、北海道の調整交付金等を計上しております。

65歳以上75歳未満の前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。

一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰り入れのほか、財源調整に要する財政調整基金の不足額の補てん分を繰入金として計上しております。

次に、歳出であります。前年度の医療費実績見込み等から推計いたしまして、保険給付費及び介護保険第2号被保険者にかかる介護納付金等を計上したほか、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、保健事業費では、特定健診等にかかる費用を計上しております。

なお、老人医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、過年度精算分のみの計上としております。

資料9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの下から3行目には、国保会計の財政調整基金保有状況を記載しております。

平成20年度末から基金は底をついている状況であります。今年度につきましても従来どおり一般会計から繰り入れる普通交付税に算入されております。財政安定化支援分322万8千円と預金利子1千円を積立し、平成26年度末の保有見込額は、一番右側に記載しております322万9千円となる見込みであります。

また、同じ資料の29ページから33ページにわたり、国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の223ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第8号 平成26年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,650万円と定めるものであります。この予算は、前年度当初と比較しまして3,310万円、約3.6%の増額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年度同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合の流用の方法について、従来と同様に定めるものであります。

次に、224ページから229ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しておりますので、ご覧いただくこととしまして、232ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思います。

はじめに、232ページの歳入から説明させていただきます。

見開きで左側が款、項、目、右側のページが節以下、説明を載せてございますので、両方のページを見ながらお聞きいただきたいと思います。

まず、232ページの第1款、国民健康保険税、第1項、第1目の一般被保険者国民健康保険税であります。総額では、前年度比4,413万2千円減の2億3,615万円を見込んでおります。

233ページの1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で973世帯、被保険者数は、2,345人を見込んで現行税率により算定し、その額から低所得者軽減分、限度額超過分などを差し引きし、収納率を98%と見込んで1億7,257万8千円を計上しております。

2節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年度同額の100万円を計上しております。

次に、3節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、4,340万2千円を計上しております。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で564世帯、被保険者数は857人を見込んで、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき、1,916万8千円を計上しております。

次に、232ページ下段から235ページの第2目の退職被保険者等国民健康保険税であります。総額では前年度比148万6千円減の483万6千円を見込んでおります。

233ページ下段の1節、医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数を31世帯、被保険者数は79人と見込んで一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し322万4千円を計上しております。

次に、235ページの3節、後期高齢者支援金分現年課税分につきましても、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、78万9千円を計上しております。

次に、5節の介護納付金分現年課税分につきましては、世帯数で56世帯、被保険者数は77人を見込んで一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき82万円を計上しております。

ここで、233ページに戻っていただきまして、一般被保険者国民健康保険税の3節、後期高齢者支援金分現年課税分の被保険者均等割額に載っております2,345帯と書いてありますが、人ということで訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

次に、234ページ下段の第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金につきましては、補助対象医療費等の32%相当額が国から交付されるものですが、現年度分、過年度分あわせて前年度と比較して1,422万7千円増の1億8,017万9千円を計上しております。第2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する国の負担分4分の1の768万2千円を計上。第3目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健診の対象経費の国負担分3分の1の107万4千円を計上しております。

次に、236ページの第2項、国庫補助金、第1目、財政調整交付金であります。このうち財政力格差調整のため交付されます普通調整交付金につきましては、前年度不交付となっており、平成26年度においても見込めないことから、特別調整交付金のみ131万8千円を計上しております。

次に、第3款、第1項、第1目、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の財源で、各保険者の拠出により賄われ社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、前年度比1,385万2千円増の4,495万4千円を計上しております。

次に、第4款、第1項、第1目、前期高齢者交付金につきましては、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を各保険者の加入者数に応じて財政調整するための交付金として、前年度比2,283万9千円減の1億4,440万6千円を計上しております。

次に、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する道負担分4分の1の768万2千円を計上、第2目の特定健康診査等負担金は、国庫支出金と同様に、特定健診の対象経費の道負担分3分の1の107万4千円を計上しております。

次に、第2項、道補助金、第1目の調整交付金につきましては、国からの財源移譲分を一定のルール計算により調整交付金として交付されるもので、普通調整交付金は、前年度比256万7千円増の3,513万7千円を計上、特別調整交付金につきましては、平成24年度からの定率国庫負担金の減額分の激減緩和措置として、平成26年度までの3年間、特別調整交付金として交付されますことから、平成24年度の交付実績額等を勘案しまして、前年度比886万3千円増の947万9千円を計上しております。

次に、238ページ、第6款、第1項、第1目の共同事業交付金につきましては、1件80万円を超える医療費を対象として、国保連合会が行う高額医療費共同事業により100分の59が交付されるもので、過去の実績を勘案して、前年度比62万5千円減の3,073万1千円を計上しております。

第2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましても、1件30万円から80万円までの医療費を対象とし、医療費実績などにより、国保連合会に拋出し、交付を受けるもので、前年度比88万7千円減の9,723万1千円を計上しております。

次に、第7款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金の利子として1千円を計上しております。

次に、第8款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目の財政調整基金繰入金につきましては、前段ご説明申し上げたとおり平成20年度末から基金は底をついている状況であることから、1千円の科目計上としております。

次に、第2項、他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金のうち、1節の保険基盤安定繰入金は、前年度実績額により、保険税軽減分1,899万6千円と保険者支援分568万8千円をあわせて2,468万4千円を、2節の出産育児一時金繰入金は616万円を、3節の財政安定化支援事業繰入金は、昨年度の普通交付税措置実績額の322万8千円を、それぞれ町の負担分として繰り入れするものであります。

4節のその他一般会計繰入金につきましては、国の普通調整交付金が見込めないところですが、国保税及び前期高齢者交付金の減等によりまして、国保会計の財源補てん分繰入金は、前年度比6,211万1千円増の1億1,695万6千円、国保会計を運営するための事務費等に要する経費として287万6千円を計上しております。

次に、240ページの一番下の第10款、諸収入、第3項、第6目の雑入につきましては、特定健診にかかる自己負担額等の計上ですが、特定健診については、受診率向上を目指し、集団健診に加え、自己負担分を受診した医療機関に直接支払う個別健診と、医療機関から検査数値を提供していただく、みなし検診も実施することとし、平成26年度は総体で750名のうち集団健診を600名、個別健診を100名、みなし検診を50名と見込みまして、集団健診600名のうち、誕生健診の58名を除く、542名分の65万円を計上しております。

次に、歳出について、説明させていただきます。242ページをお開き願います。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費及び第2目の連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費として、あわせて712万4千円を計上しております。

なお、1目の25節、積立金では、財政調整基金積立金として、財政安定化支援事業分と基金利子分をあわせて322万9千円を計上しております。

次に、第2項、徴税费及び第3項の運営協議会費につきましても、徴収事務及び運営協議会の事務的経費として、それぞれ40万3千円と11万8千円を計上しております。

次に、244ページになります。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費の積算につきましては、前年度の給付支払実績から推計し、計上しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

まず、第1目の一般被保険者療養給付費は、前年度比1,700万円増の5億1,40

0万円を計上。第2目の退職被保険者等療養給付費は、前年度比970万円増の3,200万円を計上しております。第3目の一般被保険者療養費は、前年度同額の700万円。第4目の退職被保険者等療養費も、同じく前年度同額の30万円を計上しております。第5目の審査支払手数料は、前年度の支払見込額から推計し173万4千円を計上しております。

次に、第2項、高額療養費につきましても、療養諸費と同様に前年度の実績により推計し計上しております。第1目の一般被保険者高額療養費は、前年度比500万円増の5,400万円を計上、第2目の退職被保険者等高額療養費は、前年度比370万円増の600万円を計上しております。第3目の一般被保険者高額介護合算療養費は、前年度同額の100万円を計上しております。

また、次の246ページ、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても、前年度同額の6万円を計上しております。

次に、上から3段目の第4項、出産育児諸費、第1目の出産育児一時金につきましても、前年度実績から2人増の22人分、924万円を計上しております。

第2目の支払手数料につきましても、出産育児一時金について、直接、医療機関へ支払う場合に、その支払業務を委託している国保連合会に対する支払手数料として22人分の5千円を計上しております。

次に、第5項、葬祭諸費、第1目の葬祭費につきましても、前年度同額の16件分80万円を計上しております。

次に、248ページの第3款、後期高齢者支援金等、第1項、第1目の後期高齢者支援金拠出金につきましても、後期高齢者医療制度の財源として、保険者が約4割相当分を拠出するものですが、概算拠出の通知によりまして、前年度比215万6千円減の1億2,256万9千円を計上しております。

第2目の後期高齢者関係事務費拠出金につきましても、概算拠出の通知により、9千円を計上しております。

次に、第4款、第1項、第1目の前期高齢者納付金につきましても、歳入でも説明しましたが、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するため、各保険者の加入者数等に応じて費用負担するもので、国保では、前期高齢者の加入割合が高いことから、拠出額が少なく、概算拠出の通知により8万円を計上、第2目の前期高齢者関係事務費拠出金につきましても、概算拠出の通知により9千円を計上しております。

次に、第5款、老人保健拠出金、第1項、第1目の老人保健医療費拠出金につきましても、老人保健制度の廃止に伴い、過年度清算分のみを計上となり、前年度同額の1千円の科目計上、第2目の老人保健事務費拠出金についても、同様に6千円を計上しております。

次に、第6款、第1項、第1目の介護納付金につきましても、国保被保険者にかかる介護保険第2号被保険者分で、概算納付通知により、前年度比122万8千円減の5,434万8千円を計上しております。

次に、250ページの第7款、共同事業拠出金、第1項、第1目の高額医療費拠出金は、決定通知額に基づき、前年度比62万5千円減の3,073万3千円を計上しております。

次に、第3目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、同じく決定通知額に基づき、前年度比88万7千円減の9,723万2千円を計上しております。

次に、第8款、保健事業費、第1項、第1目の特定健康診査等事業費につきましても、国保の40歳から74歳の被保険者を対象とした生活習慣病に着目した特定健診と特定保健指導に要する経費の計上ですが、一部特別調整交付金の対象経費の関係から、2項に科目替えをしておりますので、全体で前年度比69万円減の467万円を計上しております。

右側の251ページになりますが、12節の役務費は、特定健診のための郵送料や特定健診データ管理システム手数料として、56万8千円を計上、13節の委託料は、特定健診業務を委託するものですが、受診率向上を目指し、集団健診に加えて、直接医療機関で健診を受ける個別健診と医療機関から検査数値の提供をしてもらうみなし検診も実施することとし、集団検診を600名、個別健診を100名、みなし検診を50名と見込み、国保被保険者750名分の基本検診料などとして409万8千円を計上しております。

次に、第2項、保健事業費、第1目の保健事業総務費につきましては、保健事業に要する経費ですが、7節の賃金の臨時事務員賃金、臨時管理栄養士の賃金及び消耗品の一部について、特別調整交付金対象経費の関係から、第8款、第1項、第1目から科目替えを行ったため増となっておりますが、隔年で開催しております「健康まつり」の経費がありませんので、全体で前年度比13万1千円減の265万4千円の計上であります。

なお、253ページの19節、負担金、補助及び交付金にあります健康診査助成金につきましては、脳ドックに対する助成金ですが、20人分の40万円を計上しております。

以上、平成26年度訓子府町国民健康保険特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第9号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 続きまして、各会計予算書の257ページをお開き願います。

議案第9号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料も含めてご説明させていただきます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開きいただきたいと思っております。

その中段に、後期高齢者医療会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について、記載しております。

まず、歳入であります。後期高齢者医療制度においては、財政運営期間が2年間とされており、後期高齢者医療保険料につきましては、平成26年度と27年度の医療費等の推計により、北海道後期高齢者医療広域連合から示された保険料を計上しております。

なお、平成26年度から保険料の限度額が現行の55万円から57万円に引き上げられる予定であります。

また、脳ドック助成に対する広域連合補助金や低所得者の保険料軽減分等の公費負担金として、一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出につきましては、所要の事務費のほか、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しております。

この資料の34ページから36ページにわたり、後期高齢者医療特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の257ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第9号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,110万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較して330万円、約4.4%の減となっております。

258ページから261ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しておりますのでご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、264ページ以降の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

はじめに、264ページの歳入から説明させていただきます。

まず、第1款、第1項の後期高齢者医療保険料であります。北海道後期高齢者医療広域連合が定めた保険料額に基づき算定しており、保険料算定の基礎となる均等割額は、対前年度比3,763円増の5万1,472円、所得割率が0.09ポイント減の10.52%としており、保険料総額では、前年度比175万8千円減の4,615万2千円を計上しております。

まず、第1目の特別徴収保険料は、被保険者数を744人と見込み、保険料額は、2,869万3千円を計上、第2目の1節、普通徴収保険料は、被保険者数を262人と見込み、保険料額1,740万9千円を計上、2節の普通徴収保険料滞納繰越分は、前年同額の5万円を計上しております。

次に、第2款、広域連合補助金、第1項、第1目の長寿健康増進事業交付金につきましては、75歳以上の方の脳ドックの助成金として、その費用の全額が広域連合より交付されるもので、過年度の助成実績から5名分を見込み、前年度比21万6千円減の16万2千円を計上しております。

次に、第3款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として、道と町の負担分をあわせて、前年度比265万3千円増の1,994万4千円を計上しております。

第2目の事務費繰入金につきましては、広域連合納付金分と所要事務経費分をあわせて、前年度比397万9千円減の473万2千円を計上しております。

次に、266ページになります。

第5款、諸収入、第2項、償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料が広域連合から還付されるもので、還付金として前年度同額の10万円を計上し、第2目の還付加算金として5千円を計上しております。

次に、第3項の預金利子及び、第4項の雑入につきましては、それぞれの項目を1千円の科目計上としております。

次に、歳出について、説明させていただきます。268ページをお開きください。

まず、第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目の一般管理費につきましては、右側の269ページになりますが、プリンタートナー等の消耗品費や、被保険者証一斉更新



等にかかる郵便料、後期高齢者医療システム保守業務の委託料など、一般事務に要する経費として、前年度比382万2千円減の211万8千円を計上しております。

次に、第2項、徴収費、第1目の賦課徴収費につきましては、納入通知書等の印刷製本費や保険料決定通知のための郵便料などの経費として、18万9千円を計上しております。

次に、第2款、保健事業費、第1項、第1目の保健事業総務費につきましては、歳入でも説明いたしましたが、全額、広域連合から交付金を受けて実施する75歳以上の方の脳ドックの助成にかかる分ですが、健康診査助成金として、5名分の16万2千円を計上しております。

次に、270ページの第3款、第1項、第1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の共通経費の市町村負担分として、事務費納付金242万7千円を計上、また、収納した保険料分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定分をあわせて、保険料等納付金として、6,609万7千円を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の総額で、前年度比75万4千円増の6,852万4千円を計上しております。

次に、第4款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につきましては、納めすぎた保険料の還付金として、歳入同額の10万円を計上し、第2目、還付加算金として5千円を計上しております。

次に、第2項、繰出金、第1目の一般会計繰出金につきましては、預金利子相当分として1千円を計上しております。

以上、平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の予算について、提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第10号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 各会計予算書の272ページをお開き願います。

議案第10号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書の前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開きいただきたいと思います。

その下段にあります介護保険会計の予算編成にあたっての基本的な考え方についてでございますけれども、まず、歳入でありますけれども、平成24年度から平成26年度までの第5期事業運営期間に要する保険給付費を基礎として積算しました介護保険料をはじめ、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を計上したほか、介護認定等にかかる所要額を含めた町負担分の一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出は、保険給付費、介護認定審査費、事業の運営経費等のほか、地域支援事業費を計上しております。

この資料の9ページをお開きいただきたいと思います。基金の保有状況でございます。下から2行目の一番右側に記載してありますように、介護保険特別会計収支の不足分、それから、介護保険料の抑制のための取り崩しを行うことにより、平成26年度末の介護給付費準備基金保有見込額は、2,303万1千円となる見込みであります。

同じ資料の37ページから42ページにわたりましては、介護保険特別会計の概要をそ

れぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書の272ページに戻っていただきまして、内容をご説明させていただきます。

議案第10号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,210万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較しまして240万円、約0.5%の減額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入最高額を前年度同額の3千万円と定めるものであります。

第3条では、歳出の流用についての定めであります。保険給付費の各項の予算に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものであります。

次に、273ページから276ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しており、277ページから278ページには、総括表を載せておりますので、ご覧をいただくこととしまして、279ページ以降の事項別明細書によってその特徴的なものに限って説明させていただきますので、あらかじめお許しをいただきたいと思います。

それでは、279ページの歳入から説明をさせていただきます。

まず、第1款、保険料であります。平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画によりまして、基準保険料を月額3,700円、年額で4万4,400円として算定しております。

また、保険料段階は、負担が過重にならないよう、第1段階から第7段階までとし、さらに、第3段階と第4段階をそれぞれ2段階に分割しておりますので、実質的には9段階に細分化をしております。

第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料、1節の特別徴収保険料につきましては、被保険者総数を1,692人と見込み、保険料額を6,760万6千円、2節の普通徴収保険料につきましては、被保険者総数を209人と見込みまして、保険料額を608万3千円、3節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては7万円とし、介護保険料の総額を前年度比39万5千円減の7,375万9千円と見込んでおります。

次に、第2款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、介護予防負担金につきましては「通所型介護予防事業」にかかる利用者負担金として、68万1千円を見込んでおります。

次の第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた7,674万5千円を計上しております。

281ページと282ページの第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金であります。現年度分としまして、過去の実績から保険給付費の7.4%の3,296万4千円を計上しております。

第2目、地域支援事業交付金の介護予防事業分につきましては、現年度分で、介護予防事業費に要する費用の25%、225万8千円を計上、第3目の包括的支援事業・任意事業分につきましても現年度分として、事業費に対し39.5%の178万4千円を計上しております。

次に、第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては

は、現年度分としまして、保険給付費の29%、1億3,039万5千円を計上、第2目の地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分として、介護予防事業に要する経費の29%、261万9千円を計上しております。

第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金は、現年度分として、保険給付費に対してそれぞれ道の負担割合を乗じた6,938万7千円を計上、第2項、道補助金、第1目、地域支援事業交付金の介護予防事業分につきましては、現年度分として、介護予防事業の12.5%の112万9千円、第2目の包括的支援事業・任意事業分につきましても現年度分として、事業費の19.75%の89万2千円をそれぞれ計上しております。

283ページと284ページの第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子として1万円を計上。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険特別会計の収支の不足分及び保険料の抑制のため、道からの財政安定化基金交付分をあわせまして、1,307万1千円を繰り入れするものであります。

第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金、1節の介護給付費繰入金は保険給付費の町負担分12.5%の5,620万5千円を、2節の地域支援事業繰入金の介護予防事業分が12.5%の113万円、3節の包括的支援事業・任意事業分は19.75%の89万3千円をそれぞれ町負担分として繰り入れするものであります。

4節のその他一般会計繰入金は、特別会計を運営するための事務費等に要する経費ですが、介護予防事業費の増によりまして、前年度比122万5千円増の1,816万1千円を繰り入れするものです。

285ページと286ページの第8款、繰越金、第9款、諸収入につきましては、それぞれの項目を科目計上しております。

次に、287ページの歳出について、説明をさせていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費であります。介護保険一般事務に要する経費として、前年度比14万9千円減の145万円を計上するものであります。

なお、減額の主なものにつきましては、昨年度につきましては、備品購入費で国保連合会通信用パソコン購入経費20万円の計上がありましたが、終了に伴い減額となっております。

次に、第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の送付に使用する窓開き封筒の印刷費や、郵便料を主として16万8千円を計上しております。

次に、第3項、第1目の介護認定審査会費につきましては、北見市、訓子府町、置戸町で共同設置しております介護認定審査会経費として292万4千円を計上。

また、第2目の認定調査費では、介護認定調査に要する経費としまして287万8千円を計上しております。

289ページと290ページ、第4項、第1目の趣旨普及費につきましては、介護保険制度のPRを図るための経費としまして51万9千円を計上しております。

次に、第5項、第1目の計画策定委員会費につきましては、平成27年度から平成29年度までの第6期高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画策定委員会に要する経費とし

て、策定委員報酬等16万6千円を計上しております。

次に、第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第1目、居宅介護サービス給付費ですが、居宅要介護被保険者の居宅サービスにかかる給付で9,744万円、第3目、地域密着型介護サービス給付費は、介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするもので、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に対する給付について、5,350万円を計上しております。

次に、291ページと292ページになりますが、第5目、施設介護サービス給付費は、施設サービスにかかる給付としまして2億2,750万円を計上、第7目では、居宅介護福祉用具購入費として100万円を計上しております。

第8目では、居宅介護住宅改修費として260万円の計上、第9目、居宅介護サービス計画給付費として1,150万円を計上しております。

第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、要支援2の被保険者に対する介護予防に要する経費を計上しております。

第1目、介護予防サービス給付費では、居宅の要支援者に対する給付で、介護予防通所介護や訪問介護などの利用に対する給付に1,419万円を計上、第5目の介護予防福祉用具購入費に50万円、第6目、介護予防住宅改修費に150万円を計上しております。

次に、293ページと294ページの第7目、介護予防サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成給付であります。200万円を計上しております。

次に、第3項、その他諸費、第1目、審査支払手数料は、介護給付費の請求にかかる審査支払にかかる手数料として、40万円を計上しております。

第4項、高額介護サービス等費、第1目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するものですが1,090万円を計上、第2目、高額介護予防サービス費は要支援者に対する高額給付費で10万円を計上しております。

第5項、第1目、高額医療合算介護サービス費は、要介護被保険者の介護保険と医療保険の自己負担の合計額が、年間で一定額を超えた場合に給付をするもので、220万円を計上しております。

同じく、2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する給付ですが、10万円を計上しております。

次に、295ページと296ページの第6項、第1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付として2,410万円を計上、第3目、特定入所者介護予防サービス費は、要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費、滞在費の補足的給付として10万円を計上しております。

次に、第3款、地域支援事業費、第1項、介護予防事業費、第1目、二次予防事業費につきましては、介護が必要となる可能性の高い二次予防事業の対象者を把握するとともに、通所や訪問により、要介護状態の予防や軽減を図るものですが、平成26年度においては、第6期の介護保険事業計画策定資料として活用するものになりますが、調査対象者の約半数に当たります800人に対して「日常生活圏域ニーズ調査業務」を実施するための賃金や通信運搬費に要する経費として、31万3千円の計上をしています。

第2目、一次予防事業費は、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行うほか、ボ

ランティアなどの人材育成を行い、基本的な見守りや、手助けの方法を普及させるための経費や「通所型介護予防事業」としての業務委託する経費など1, 133万4千円を計上しております。

次に、297ページと298ページの第2項、包括的支援事業・任意事業費、第1目、介護予防ケアマネジメント事業費は、高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を図るため、介護予防事業のケアマネジメントを行う事業に要する経費として、358万6千円を計上しておりますが、このうち、298ページにあります28節の一般会計繰出金357万円につきましては、地域包括支援センター職員の人件費分として一般会計に繰り出しをするものであります。

次の第2目、総合相談支援事業費につきましては、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスなどにつながる支援を行うための経費として7万5千円を計上しております。

第3目、権利擁護事業費につきましては、高齢者に対する虐待の早期発見、防止など権利擁護の支援を行う経費ですが、管内での研修参加旅費として2千円を計上しております。

第4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主治医、ケアマネジャー、地域の関係機関との連携を通じ、ケアマネジメントの後方支援を行うための経費として10万円を計上しております。

第5目、任意事業費は、家族介護用品購入費に対する助成費用、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用にかかる経費75万4千円を計上しております。

次に、299ページと300ページの第3項、第1目、運営協議会費は、地域包括支援センターの運営協議会に要する経費5万2千円を計上しています。

次に、第4款、基金積立金、第1項、第1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、基金の利息分として1万円の計上であります。

第5款、公債費、第1項、第1目、一時借入金利子は、資金繰りのための借り入れを行った場合の一時借入金利子として、7万4千円を計上しております。

第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、第1号被保険者保険料の過誤納還付金として5万円を計上しております。

以上、平成26年度介護保険特別会計の予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第11号 平成26年度訓子府町下水道事業特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 各会計予算書の304ページをお開き願いたいと思います。

議案第11号 平成26年度訓子府町下水道事業特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含め、ご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開き願いたいと思います。

下段に下水道会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入であります。農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業にかかる分担金、使用料を計上。

使用料は、本年度使用者の見込みも含め計上しております。

国庫補助金として、農業集落排水事業による受変電設備更新を行うための農山漁村地域整備交付金を計上しております。

繰入金は、歳入歳出の差し引き不足による一般会計繰入金を計上しております。

諸収入としまして、道道北見置戸線、道道置戸訓子府北見線の拡幅工事に伴います支障物件移設補償費を計上しております。

町債は、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業の実施に伴う過疎債、下水道債を計上しております。

また、歳出であります。農業集落排水事業については、訓子府地区農業集落排水処理センター受変電設備更新工事、道道の拡幅工事に伴うマンホール調整、公共柵移設工事、各施設の維持管理経費を計上しております。

また、個別排水事業につきましては、合併浄化槽の設置に要する工事費等を計上しております。このほか、事務費、起債の元利償還金について、それぞれ所要額を計上してございます。

この資料の43ページから45ページにわたり、下水道事業特別会計の概要及び投資的事業の内訳をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の304ページに戻りまして、内容を説明申し上げます。

まず、第1条で、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,130万円と定めるものであります。

この予算は、前年と比較しまして5,130万円の増額となっておりますが、その主なものとしましては、農業集落排水事業実施によるものでございます。

また、2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び金額について、305ページからあります「第1表 歳入歳出予算」によることを規定しておりますが、これについては、後ほどご覧いただくこととし、その内容については、310ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

次に、309ページをお開き願います。

「第2表 地方債」であります。個別排水処理施設整備事業の限度額を1,550万円、農業集落排水事業の限度額を2,250万円とし、証書借入で年利5.0%以内、償還の方法は、記載のとおり定めようとするものであります。

次に、310ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的なものについて説明させていただきます。

まず、310ページ、311ページにつきましては、歳入歳出の款別の予算額を掲載しておりますので、これは後ほどご覧いただくこととし、はじめに312ページの歳入から

説明をさせていただきます。

まず、1款、1項、1目の農業集落排水事業分担金につきましては、平成26年度新規賦課分として5戸を予定し、25万円を計上しております。滞納繰越分は科目計上であり  
ます。

2目の個別排水処理施設整備事業分担金につきましては、1戸当りの分担金を25年度の40万円から26年度50万円に増額し、7戸の新規整備を予定していることから、前年と比較し70万円増の350万円を計上しております。

次に、2款、1項、1目の農業集落排水施設使用料につきましては、消費税率アップなどにより、前年と比較し152万円増の5,377万8千円を計上しております。

2目の個別排水処理施設使用料につきましては、消費税率アップ及び今年度新規設置数などを見込み、前年と比較し28万4千円増の、1,389万2千円を計上しております。

次に、2款、2項の手数料につきましては、農業集落排水設備及び個別排水設備検査手数料ほかをあわせて2万5千円を計上しております。

次に、3款、1項、1目の国庫補助金につきましては、農山漁村地域整備交付金事業により、訓子府地区農業集落排水管理センター受変電設備更新工事費の50%にあたります2,250万円を計上しております。

次の314ページ、4款、1項、1目の一般会計繰入金につきましては、従来と同様、歳出総額から分担金、使用料、補助金、町債等の自主財源、特定財源を差引き、その不足額を一般会計から繰り入れするものであり、前年と比較し254万6千円増の9,134万7千円を計上しております。

次に、5款、1項、1目の繰越金、6款、1項、1目の延滞金、2項、1目の預金利子につきましては、いずれも科目計上であります。

6款、3項、1目の雑入につきましては、前年と比較し525万円増の800万2千円を計上し、保証料還付金、消費税還付金は科目計上であります。

また、移設補償費につきましては、網走建設管理部が実施いたします道道北見置戸線交通安全工事、道道置戸訓子府北見線交通安全工事の支障物件移設補償費として800万円を計上しております。

次に、7款、1項、1目の農業集落排水事業債につきましては、農業集落排水施設受変電設備更新工事における補助残分に対し、下水道債及び過疎債の100%充当を見込み前年と比較し2,050万円増の2,250万円を計上してございます。

316ページ、2目の個別排水処理施設整備事業債につきましては、前年と同額の1,550万円の計上ではありますが、個別排水処理施設整備事業に伴う、起債対象額の100%充当を見込み、新設7基分の下水道債と過疎債をあわせた額を計上してございます。

次に、318ページ、歳出について、説明をさせていただきます。

1款、1項、1目の一般管理費につきましては、前年と比較し68万5千円減の270万4千円を計上しております。

1節の報酬は、上下水道事業経営審議会委員に対する報酬を、年2回の開催分として3万6千円を計上しております。

9節の旅費は、農業集落排水、個別排水事業事務打合せ及び担当者会議にかかる旅費とし8万6千円を計上してございます。

27節、公課費の消費税納付金につきましては、平成25年度決算納付額の差額と、平成26年度中間納付額をあわせた114万円を計上しております。

また、28節の繰出金は、水道事業会計への繰出金であり、下水道使用料の賦課徴収事務の委託費として、141万9千円を計上しております。

2項、1目の農業集落排水管理費につきましては、前年と比較し84万9千円増の5,528万7千円を計上しておりますが、11節の需用費から14節の使用料及び賃借料までにつきましては、訓子府処理施設、末広処理施設、日出処理施設の管理経費を計上しており、昨年度と比較し、修繕料で100万円減の700万円を計上、消費税アップ分を勘案し、光熱水費で50万5千円、役務費で1万1千円、委託料で25万8千円、それぞれ増額計上をしております。

15節、工事請負費100万円につきましては、住宅新築に伴う公共枮新設工事として5カ所分を計上しておりますが、25年度までは、11節、需用費の修繕料で予算計上をしておりましたが、新設工事ということもありまして、工事請負費に科目変更をしたものでございます。

次に、320ページ、2目の個別排水管理費につきましては、前年と比較し82万1千円増の1,546万1千円を計上しております。11節、需用費は、合併浄化槽消耗品及び付帯設備部品の交換、修繕費用として27万9千円を計上、12節、役務費の手数料は、浄化槽の法定検査費用として、平成25年度新規設置及び26年度設置予定を含めて1万6千円増の175万7千円を計上しております。13節、委託料の浄化槽保守点検業務は浄化槽基数の増及び消費税アップにより、72万円1千円増の1,319万8千円を計上しております。

次に、2款、1項、下水道事業費、1目の農業集落排水事業費につきましては、前年と比較し4,829万4千円増の5,899万4千円を計上しております。15節の工事請負費では、道道北見置戸線交通安全工事若富工区及び日出工区において支障となる公共枮等の移設及びマンホール調整工事費と道道置戸訓子府北見線交通安全工事末広工区において支障となるマンホールの調整工事費を計上しております。

また、補助事業であります農業集落排水事業を活用し、訓子府地区農業集落排水管理センターの受変電設備更新工事費4,500万円を計上しております。

2目の個別排水処理施設整備事業費につきましては、前年と比較し132万3千円増の2,431万9千円を計上しております。

11節の需用費及び12節の役務費は、経常経費でありますので説明は省略させていただきます。13節、委託料は、浄化槽新設7基分の実施測量設計業務として120万円を計上し、地質試験業務につきましては、浸透可能な地質であるかどうかを試験するための委託料であり、1基分の26万2千円を計上しております。

15節の工事請負費につきましても、本年度7基の設置工事分として、前年と比較し144万円増の2,240万円を計上しております。

次に、322ページ、3款、1項、公債費につきましては、下水道事業を開始した昭和63年度から平成25年度までの借入残額7億1,729万2千円に対しての長期債元金償還は、前年と比較し207万2千円増の5,801万7千円を計上しております。

2目の利子につきましては、長期債利子として、前年と比較し137万4千円減の1,



619万4千円を計上しております。

また、一時借入金利子は、借入限度額を1億円、借入利率1.5%、借入期間30日とし、それに伴います利子12万4千円を計上しております。

次に、4款の予備費につきましては、前年度同額の20万円を計上してございます。

次に、324ページにつきましては、地方債の調書であり、平成26年度末における元金残高は、表の右下に記載のとおり6億9,727万5千円となる見込みであります。

次の325ページにつきましては、特別職、経営審議会委員の給与費明細書を一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上、平成26年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第12号 平成26年度訓子府町水道事業会計予算についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） それでは、各会計予算書326ページをお開き願いたいと思います。

議案第12号 平成26年度訓子府町水道事業会計予算について、提案説明をさせていただきます。

26年度予算は、公営企業会計制度改正に伴いまして、25年度と比べ科目の新設、名称の変更、予算の科目替え等がございますので、あらかじめご承知願いたいと思います。

予算書に入ります前に、別冊の各会計予算案の説明資料、46ページをお開き願いたいと思います。水道事業会計の投資的事業について、その概要を記載しております。

また、50ページには、その整備箇所について図示しておりますが、この資料の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の326ページに戻りまして、その内容を説明申し上げます。

まず、第2条の「業務の予定量」であります。給水件数につきましては、前年の最大件数2,115件に新年度分を見込み2,130件とし、年間総給水量は、62万7千m<sup>3</sup>、1日平均給水量は、1,717m<sup>3</sup>としております。

主要な建設改良事業につきましては、北海道横断自動車道支障物件移設事業、総事業費550万8千円、道道北見置戸線支障物件移設事業、総事業費2,414万9千円、道道置戸訓子府北見線支障物件移設事業、総事業費885万6千円、駒里地区水道水供給事業等、総事業費2,408万4千円、配水管整備事業、総事業費1,533万6千円の予算計上であります。

次に、第3条では「収益的収入及び支出」の予定額を定めたもので、収入につきましては、第1款の水道事業収益で、第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別収益をあわせ、1億8,270万9千円の計上であります。

支出につきましては、第1款の水道事業費では、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、予備費をあわせて1億5,981万5千円の計上であります。収入支出を差引きますと2,289万4千円の利益となる見込みでございます。

次に、第4条では「資本的収入及び支出」の予定額を定めるものであります。

まず、収入であります。第1款の資本的収入で、第1項、企業債から第5項出資金ま

をあわせ8, 241万円を計上しております。

また、支出につきましては、第1款の資本的支出で、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金をあわせ1億2,530万7千円であります。

収入額が支出額に対して不足する額4,289万7千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

なお、3条の「収益的収支」及び4条の「資本的収支」の計上内容につきましては、後ほど330ページ以降の実施計画で説明をさせていただきます。

次に、327ページ、第5条の「企業債」につきましては、表に記載してあるとおり各事業ごとの起債の限度額合計を3,800万円とし、証書借入で年利5%以内、償還方法は記載のとおりと定めようとするものであります。

第6条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるもので、前年と同額の計上であります。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費3,307万3千円を定めるものであります。

次の第8条につきましては、一般会計などから、この水道会計に補助を受ける金額を2,392万8千円と定めるものであります。

第9条のたな卸資産につきましては、メーター器等の購入限度額を706万2千円と定めるものであります。

次に、328ページと329ページにつきましては、収益的収支と資本的収支の款別の予算額を掲載しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、それでは、330ページ以降の「平成26年度 訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書」について説明をさせていただきますが、これは一般会計の事項別明細書にあたるものであります。

まず、収益的収入及び支出の収益的収入であります。1款、水道事業収益につきましては、前年と比較し270万1千円増の総額1億8,270万9千円の計上であります。その内訳につきましては、1目、給水収益の水道料金では、過去3年間の使用水量を勘案した結果、前年と比較し22万6千円減の1億5,351万1千円を計上しております。

2目、その他営業収益は、前年と比較し21万円減の173万9千円の計上で、各種手数料、消防施設等修繕負担金や下水道会計からの料金徴収負担金を計上しています。

次に、2項、営業外収益は、前年と比較し418万円減額の2,014万2千円を計上し、その内訳としまして、1目、受取利息につきましては、定期預金と普通預金の預金利息で12万円を計上しております。

2目の他会計補助金553万4千円の計上につきましては、一般会計から叶橋添架起債償還利息、大谷浄水場起債償還利息、ポケットパーク配水池起債償還利息、大谷水源施設起債償還利息の合計519万8千円と事務職員人件費とし、昨年度は職員4名分の給与、手当、共済費を計上しておりましたが、26年度は減額をし、繰り出し基準に基づき児童手当負担金分33万6千円を計上しております。

3目の長期前受金戻入1,448万5千円につきましては、26年度より新たに科目が新設されたもので、補助金、補償金、負担金、受贈財産<sup>じゅぞう</sup>をもって、過去に取得した又は改良した償却資産の補助金等をその償却資産の減価償却にあわせて収益化するものでございます。

内訳は、補助金として他会計補助金、国庫補助金、道補助金あわせ1,006万円、工事負担金分として7万8千円、<sup>しゅうぞう</sup>受贈財産評価額434万7千円になります。

4目の雑収益の不用品売却収益、その他雑収益及び5目の還付金につきましては、科目計上であります。

3款、特別利益、1項、その他特別利益731万7千円の計上は、26年度新設科目であります。過去において、利益化していなかった他会計からの償還元金について、過去の長期前受金戻入額をその他特別利益として計上するものであります。

次に、331ページの収益的支出であります。1款の水道事業費につきましては、前年と比較し824万6千円増の総額1億5,981万5千円の計上であります。

1項の営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、前年と比較し1,058万4千円増の2,717万2千円の計上ですが、通常の維持管理経費のほか、光熱水費では、昨年度まで動力費の中で計上していたものを細分化し、各浄水場の電灯電気料として7万6千円を計上しております。

委託料では、将来的な水道事業運営や施設展開を検討していく上の基礎資料として、季節ごと、年次ごとの流量変化を観測するため、昨年を引き続き、大谷水源の流量観測委託料132万7千円を計上しております。

手数料では、水質検査手数料の単価の値上がりが見込まれることから、前年と比較し62万円増の313万1千円を計上しております。

また、修繕費では、定期的な大谷浄水場ろ材交換及び各原水・浄水施設のテレメーター装置更新費用838万7千円を含み、前年と比較し916万9千円増の1,116万9千円を計上しております。

動力費555万3千円は、各施設の機器運転のための動力電気料を計上しております。

負担金の鹿ノ子ダム維持管理負担金につきましては、鹿ノ子ダムの維持管理費増額に伴い、前年より10万3千円増の124万2千円を計上しております。

次の2目、配水及び給水費につきましては、前年と比較し625万3千円増の2,169万4千円の計上ですが、通常の維持管理費のほか、原水及び浄水費と同じく動力費から細分化し、光熱水費で各配水池、ポンプ場の電灯電気料として47万円を計上しております。

修繕費では、検満メーターの取り替え件数の増により264万3千円を増額し、481万6千円の計上でございます。施設機械等修繕として、各配水施設のテレメーター装置更新を新たに計上し、通常の機械等修繕とあわせ33万5千円減の328万5千円を計上しております。

動力費355万4千円は、各施設の機器運転のための動力電気料を計上。

また、材料費では、前年と比較し371万5千円増の771万3千円の計上ですが、検満メーター分の購入数量が増となったことによるものでございます。

次の332ページ、3目、総係費につきましては、前年と比較し172万4千円減の4,729万8千円の計上ですが、報酬では、上下水道事業経営審議会を年2回の開催分として3万6千円を計上しております。

給料、手当、法定福利費につきましては、昨年と同様、職員4人分を計上しております。

賞与引当金繰入額197万7千円につきましては、これも26年度新設された科目であ

りまして、27年6月の賞与の内、26年12月から27年3月分までを賞与引当金に振替しておきまして、27年6月の賞与支払時に、その引当金を取り崩して使用するものがあります。

印刷製本費でございますが、検針票の購入をする必要がないため、前年と比較し58万7千円減の7万2千円を計上しております。

委託料では、地方公営企業法改正に伴います企業会計システム変更作業が終了したため、98万7千円を減額し、974万円を計上しております。

また、修繕費では、25年度は中央集中監視装置の無停電電源装置バッテリー交換費用63万円を計上しておりましたが、その分が減額となり、その他維持修繕として32万4千円を計上しております。

予算書の下段にあります貸倒引当金繰入額1万4千円は、26年度新設された科目でありまして、債権の回収不能が発生することを想定し引当金に繰り入れるため計上するものであります。

次に、333ページ、4目の減価償却費であります。建物から鹿ノ子ダム使用権までの総額3,989万2千円が本年度の償却分であります。

また、5目の資産減耗費につきましても、除却対象分の構築物、機械及び装置、メーター器・メーターボックス等の工具器具及び備品の総額433万3千円の計上ですが、いずれも現金支出の伴わない企業会計特有の予算計上であります。

次に、2項、営業外費用、1目の支払利息につきましては、前年と比較し96万4千円減の1,397万3千円の計上であり、企業債利息が1,360万3千円の計上、一時借入金利息は、借入限度額を1億円、利率を1.5%と定めておりますので、それに伴います利息37万円を計上しております。

2目の繰延資産償却費の開発費償却は、長期に使用する計画作成等に伴う費用を償却するものであり、前年と同額の189万円の計上であります。これは平成22年度導入しました企業会計システムの償却費でございますが、先ほどの減価償却費と同様、現金の伴わない予算計上であります。

次に、3目の消費税及び地方消費税は、前年と比較し176万1千円減の306万3千円の計上であります。

次に、334ページの資本的収入及び支出の資本的収入であります。1款、資本的収入につきましては、前年と比較し5,352万3千円増の総額8,241万円の計上であります。

1項、1目の建設改良費等に充てるための企業債3,800万円につきましては、26年度実施予定の各事業の起債借入額を計上しております。

2項、1目の他会計補助金1,515万4千円につきましては、叶橋添架起債償還元金、大谷浄水場起債償還元金、ポケットパーク配水池起債償還元金、大谷水源施設起債償還元金償還に対する一般会計からの補助金を計上しております。

3項、1目、補償金2,147万4千円につきましては、配水管移設工事補償金として、北海道横断自動車道関連154万8千円、道道北見置戸線関連783万円、道道置戸訓子府北見線関連885万6千円、末広団地東1丁目線改良工事に伴います配水管移設工事費として、一般会計からの補助金324万円を計上しております。

なお、この補償金につきましては、25年度は負担金という科目で計上していましたが、先ほど説明しましたように公営企業会計制度改正に伴いまして、科目名を補償金に変更したものであります。

4項、1目、分担金につきましては、新たに水道事業に参加する受益者から徴収する受益者分担金として7万円を計上しております。

5項、1目、出資金771万2千円の計上につきましては、26年度実施の事業に対し、地方公営企業繰出し基準の内、上水道の出資に要する経費で、水道管の耐震化事業に対し一般会計からの出資金として受けるものであります。

内訳としましては、配水管整備事業302万4千円、道道北見置戸線支障物件移設事業317万6千円、老朽管更新事業151万2千円の計上でございます。

次に、335ページ、資本的支出の1款、資本的支出につきましては、前年と比較し4,447万1千円増の総額1億2,530万7千円の計上であります。

1項、1目の施設整備費につきましては、前年と比較し1,603万6千円増の1,803万6千円を計上し、その内訳は、駒里浄水場機能強化事業1,112万4千円、南9線駒里送水管連絡工事691万2千円でございます。

2目の施設改良費につきましては、前年と比較し2,823万9千円増の5,989万7千円を計上し、その内訳は、北海道横断自動車道関連事業で550万8千円、道道北見置戸線関連事業2,414万9千円、道道置戸訓子府北見線関連事業885万6千円、配水管更新事業1,533万6千円、老朽管更新事業604万8千円でございます。

3目の固定資産購入費につきましては、量水器設備費として、メーター器30台の購入代金60万2千円を計上しております。

次の2項、1目、企業債償還金につきましては、前年と比較し86万8千円増の4,677万2千円を計上しております。

次に、336ページ、平成26年度 訓子府町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの一会計期間の現金の流れを見るための報告書でありまして、表中のⅠからⅢまでは、各活動ごとの現金の流れを示し、Ⅳの資金増加額963万6千円は、26年度中の現金の流れのトータルであります。Ⅴの資金期首残高3億6,974万9千円は、25年度末の資金残高でありまして、342ページの平成25年度予定貸借対照表の2の(1)現金預金の額と同じになります。キャッシュ・フロー計算書に戻っていただきまして、Ⅵの資金期末残高3億7,938万5千円につきましては、資金増加額と期首残高の合計額で、平成26年度末の予定残高となります。これは339ページに記載してあります2の(1)現金預金の額と同じになります。

次に、337ページから338ページの給与明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

次に、339ページから341ページまでにつきましては、平成26年度の予定貸借対照表であります。この表につきましても予算の計上、執行に直接関係しませんので説明は省略させていただきますが、341ページで新たに担保提供に関する事項、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上の方法、企業債の償還にかかる他会計の負担、そのほか会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項について記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

342ページと343ページにつきましては、平成25年度の予定貸借対照表であります。この表につきましても、予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の344ページにつきましては、平成25年度末時点における収益的収支の決算見込みから、税抜きをした予定損益計算書であります。これも後ほどご覧いただくこととしまして説明を省略させていただきます。

以上、平成26年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 予算書の中の訂正がありますので、受けたいと思います。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 非常に申し訳ございませんけれども、中盤にきまして1カ所と申しますか、2カ所と申しますか、修正をお願いしたいと思います。

まず、予算書の303ページをお開き願いたいと思います。

介護保険会計の職員の給与の明細書あると思いますけれども、その中の本年度という欄があると思いますけれども、その報酬額3万6千円となっていますけれども、まず、これを14万4千円に訂正願いたいと思います。従いまして、そのすぐ下の計についても14万4千円、右端の計についても14万4千円、計のところの計も14万4千円、合計も14万4千円ということで、まずもって訂正を願いたいと思います。

そして、一番下の欄の比較というところのその他になりますけれども、その今の直したところの下のほうをずっといきますとその差引が10万8千円に訂正願いたいと思います。そして、その計も10万8千円、同じく右側にいきまして、右側の計につきましても10万8千円、4カ所ありますけど、そのところも10万8千円。

内容につきましては、まず、300ページをお開き願いたいと思いますけれども、300ページの一番上になりますけれども、報酬の地域包括支援センター運営協議会委員3万6千円あると思いますけれども、この分しか載っておりませんでしたけれども、次、290ページをお開き願いたいんですけれども、その上から3番目の表で報酬で介護保険事業計画策定委員の報酬10万8千円が載っていると思うんですけども、この分がちょうど記載漏れていましたので、お詫び申し上げたいと思います。この3万6千円と10万8千円を足して、今、ご説明しました14万4千円、303ページで14万4千円となります。

それともう1つですけれども、303ページの一番左側の職員数ですけれども、このところも一番上9人となっていると思いますけれども、今のことが増えましたことによりまして、18人に変更願いたいと思います。9人という人数があると思います。そこが9人と本年度分なっていると思います。それを18人、前年度は変わらないです。3万6千円だから、今回新しく介護保険の計画のほうの策定委員出ていますので、従いまして、下のほうも比較のところも9人が増えるというかたちで、申し訳ございませんけれども、訂正をお願いしたいと思います。

それとこの予算の説明資料をお開き願いたいんですけども、これの8ページ、これが各会計も含めまして人件費の調べというのが8ページでございます。これの下のほうの2行になりますけれども、職員以外の報酬及び共済費というところの欄のちょうど介護の部分ですけれども、ここも36となっているのを本年度分のみ144、そして、その差引きで1

08、一番下の合計欄も同じかたちで直していただければと思います。

それとそれに付随しまして、右端のほうから4行目になりますけども、4列目になりますけども、合計欄につきましても数字がこの部分変わりますので、ちょっと今から読み上げますので、訂正をお願いしたいと思います。合計欄の本年度分だけですけども、62647となっていると思いますけども、この部分、62755、右1つ飛びまして、右の△4368となっていると思いますけども、これが△4260、そして下のほう、一番下の行になりますけども、ここが同じく本年度分が833462となっていると思いますけども、これを833570、そして1つ飛びまして右側の部分が△24819となっていると思いますけども、これが△24711と訂正をよろしくをお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、議案第7号から議案第12号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

#### ◎会議時間の延長

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思います。

#### ◎議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第19、議案第13号、日程第20、議案第16号、日程第21、議案第17号、日程第22、議案第18号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第13号 社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（上野敏夫君） それでは、議案書の78ページをお開きください。

議案第13号 社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

社会教育委員の定数及び任期等に関する条例（昭和24年条例第22号）の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

この条例改正につきましては、平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」により社会教育法の一部が改正され、社会教育委員の委嘱の基準につきましても、これまで社会教育法で定められておりましたが、今回の改正により市町村の条例で定めることになりました。

その委嘱の基準につきましては、文部科学省令で定める基準を参酌、つまり参考とすることから、新たに付け加える項目、そして、この機会に文言を整理するものでございます。

記以下につきましては、79ページの新旧対照表で説明させていただきますと題名を訓子府町社会教育委員に関する条例とし、第1条として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という）を置くを新たに設け、さらには第2条の2項として、委員の基準を付け加えるものでございます。

78ページに戻りまして、附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明いたしましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第16号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議案第16号について、ご説明したいと思います。議案書85ページをお開きください。

議案第16号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更しようとするものでございます。

今回の変更につきましては、平成22年9月の第3回定例町議会において、ご決定いただいております「訓子府町過疎地域自立促進市町村計画」、いわゆる「過疎計画」の本文を別紙の表のとおり変更する必要があるため、説明文にありますように、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、議会の決定を経て変更しようとするものでございます。

変更内容についてでございますが、議案書の86ページから91ページで変更箇所を下線でお示ししています。左側が変更前、右側が変更後となっております。

まず、86ページについては、「産業の振興」区分で農業基盤整備事業等の事業内容が確定したことによる追加及び事業名称の変更と道営訓子府西31号線地区農地整備事業（保全対策型）を追加しています。

また、共同利用模範牧場整備の事業量と事業名の変更を掲載してございます。

続きまして、開いていただきまして87ページ、林業の区分でございます。林業につきましては、事業量の変更、あわせて経営近代化施設においては、事業名称の変更、事業内容の追加、観光又はレクリエーション区分におきましては、レク公園の運動広場整備事業を追加してございます。

続いて88ページ、上段の過疎地域自立促進特別事業、これは過疎ソフト区分で、自然エネルギー利用事業を追加してございます。

続いて、下段になりますが、交通体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の区分におきましては、市町村道の市街地内町道整備事業で末広団地東1丁目線、末広団地南3条線を含むということと、若葉北3条線、浅野団地線、南2線を掲載し、交通安全指導車の更新、89ページ、次のページにまたがりませんが、各種のシステム更新、導入事業等を追加してございます。



また、機械等におきましては、除雪用タイヤショベルをはじめとした除雪用車両購入や公用車の更新、防災施設等の整備事業を追加してございます。

続いて、3の生活環境の整備におきましては、消防庁舎の施設改修、町営住宅、町有住宅、公営住宅の改修、整備を掲載いたしまして、その他において、公園トイレの自動ドア取り換え、バッテリーカー購入、河川改修整備事業を追加してございます。

続いて、90ページ、4の中段になります。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分でございます。特別養護老人ホームの建物維持補修及び増改築を掲載し、その他では、システム機器更新、屋外ゲートボール場整備を追加してございます。

下段の6の教育の振興部分でございますが、各施設の備品購入を掲載するとともに施設改修、修繕事業を追加してございます。

開いていただきまして、91ページ、8の集落の整備の部分でございます。

過疎自立促進特別事業に日ノ出地区ふれあいセンターの暖房器等更新、未広地域集会所の屋根塗装を追加してございます。

なお、過疎地域自立促進特別措置法の過疎対策事業債の対象の拡充を含む改正が今国会で予定されております。まだ内容の詳細については、決定されていないことから、多くの事業を掲載していることにご理解をいただきたいと思っております。

なお、ご存じと思いますが、計画に搭載されていない事業につきましては、過疎対策事業債の対象にならないことになっております。

以上、議案第16号について、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書92ページをお開き願います。

議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

はじめに、下の説明のところをご覧いただきたいと思いますが、変更の内容としましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴いまして、規約を変更するため議会の議決を求めるものでございます。

それでは、記以下の説明をさせていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更するものでございます。

改正文につきましては、記載のとおりでございますが、この中で別表とありますが、別表につきましては、規約の第3条で組合を組織する地方公共団体を規定しております。その団体名を別表に記載しているもので、先ほど申し上げましたとおり上川中部消防組合と伊達・壮瞥学校給食組合をそれぞれ表から削るものでございます。

次に、附則をご覧いただきたいと思いますが、この規約につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとしております。

以上、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第18号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 議案書93ページをお開き願います。

議案第18号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項の規定により、北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

北見市と訓子府町と置戸町の1市2町で共同設置しております北見地域障害程度区分認定等審査会について、下の説明欄にありますとおり「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「障害程度区分」という名称が「障害支援区分」に改められることによりまして、規約を変更するものであります。

記以下について、説明させていただきます。

北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の一部を変更する規約

北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約（平成18年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

まず、題名を「北見地域障害支援区分認定等審査会共同設置規約」に改めるものであります。

第2条中「北見地域障害程度区分認定等審査会」を「北見地域障害支援区分認定等審査会」に改めるものであります。

附則としまして、この規約は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、議案第13号、議案第16号から議案第18号までの各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

#### ◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会をいたしたいと思っております。

ご苦労様でございました。

10日は、町民の皆さんが期待しております一般質問になっておりますので、午前9時30分から開会いたしますので、ご参集願いたいと思います。

ご苦労様でございました。

散会 午後 4時 6分